

拝啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、東京労働局の行政運営への御理解と御協力に感謝申し上げます。

東京労働局では、「一人ひとりが光り輝く働き方を目指すTOKYOへ」を掲げ、行政ニーズに即応した労働行政の展開に取り組んでおります。

直近の取組や雇用動向に関する資料を送付させていただきますので、御参照ください。

今後とも、職員一丸となって取り組んで参りますので、引き続き御支援のほど、お願い申し上げます。



敬具

令和6年1月12日

各 位

東京労働局長
美濃芳郎

資料目次

12月7日	建設業の働き方改革に取り組む企業への職場訪問を実施
担当部署	労働基準部 監督課 03-3512-1612 瀬戸、木村
12月22日	道路貨物運送業のベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました
担当部署	労働基準部 監督課 03-3512-1612 瀬戸、木村
12月22日	令和5年 障害者雇用状況の集計結果
担当部署	職業安定部 職業対策課 03-3512-1664 東、松本
12月22日	令和5年 高年齢者雇用状況等報告の集計結果
担当部署	職業安定部 職業対策課 03-3512-1664 東、松本
12月26日	東京の一般職業紹介状況
担当部署	職業安定部 職業安定課 03-3512-1654 石川、三浦
そのほか	各ハローワークにおけるイベント情報
Web掲載	<p>ハローワークでは、地域の実情・要望等を踏まえた内容の面接会やセミナー等を随時開催し、地域に密着したマッチングに取り組んでいます。</p> <p>最新のイベント情報につきましては、以下の東京ハローワークホームページからご覧いただけます。</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork</p> 
担当部署	職業安定部 職業安定課 03-3512-1655 伊澤
そのほか	東京労働局YouTubeチャンネル
Web掲載	<p>東京労働局YouTubeチャンネルにおいて法改正や助成金など最新の情報を動画で分かりやすくご案内しています。今後も随時、動画をアップいたします。</p> <p>https://www.youtube.com/channel/UCKQmv6ePjH23Fpl0k4UH6XC</p> 
担当部署	雇用環境・均等部 企画課 03-6867-0212 渡邊

※ 他の送付先を希望される場合、メールでの提供を希望される場合、又は送付を希望をされない場合は、恐れ入りますが下記担当者までご連絡下さい。

【担当】東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 企画係 土橋
 電話 03-6867-0212 メール dobashi-tetsuya@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

令和5年12月7日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 木村 恭巳

電話 03 - 3512 - 1612

建設業の働き方改革に取り組む企業への職場訪問を実施します

～東京労働局長が関東地方整備局長と訪問・意見交換～

建設業については、これまで適用猶予されていた時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されるため、長時間労働の削減が急務となっています。

東京労働局（局長 美濃 芳郎）では、時間外労働の上限規制を見据え、働き方改革に積極的に取り組む建設事業者に訪問し、企業トップと建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保・育成・定着などについて意見交換を行います。

また、関東地方整備局長が参加し、工事発注者としての取組状況等についても紹介します。

1 職場訪問・意見交換概要

（1）訪問企業

- ・ **建設事業者**

とだけんせつ
戸田建設 株式会社

（本社所在地 東京都中央区八丁堀二丁目8番5号）

今回の訪問先になります

（2）日時

令和5年12月14日（木） 13時30分～15時05分

13:30 東京労働局長・関東地方整備局長 挨拶

13:40 対象企業の代表取締役社長から取組事例紹介

14:00 関東地方整備局長から工事発注者としての取組等紹介

14:25 従業員の方からヒアリング

14:35 対象企業と東京労働局長・関東地方整備局長による意見交換

15:05 終了（目途） 終了後に囲み取材に対応可

(3) 内容

対象企業の代表取締役社長から、
建設産業全体を視野に入れた担い手確保・育成・定着の取組
建設現場の4週8閉所の推進等による時間外労働削減の取組
上記、に当たって、ICT（情報通信技術）活用等による生産性向上の取組
など、2024年問題に対応した取組を紹介します。

また、関東地方整備局長から、時間外労働の上限規制を見据えた工事発注者としての取り組み状況等についても紹介します。

さらに、対象企業の代表取締役社長と東京労働局長・関東地方整備局長が、建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保・育成・定着などについて意見交換します。

2 取材のお願い

(1) 当日の現地取材を是非ともお願いいたします。

取材をいただける場合は、

貴社名

参加者職氏名

使用機材（カメラ（ムービー台数、スチール台数）、三脚使用の有無）

ご連絡先（電話番号）

について、お電話（03-3512-1612 今井・佐々木宛て）でお伝えいただくか、

メールアドレス kantokuka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

まで、ご連絡下さい。

なお、ご連絡は、12月12日（火）17時までにお願いいたします。

(2) 取材当日は、戸田建設株式会社本社事務所1階の案内窓口において、13時00分から受付を開始します。

(3) 企業に対する事前の個別お問い合わせはご遠慮ください。

(4) 当日の撮影・録音等に当たっては、当局及び企業担当の指示に従っていただきますようお願いいたします。

【当局担当】 今井・佐々木 （労働基準部監督課 電話：03 - 3512 - 1612）

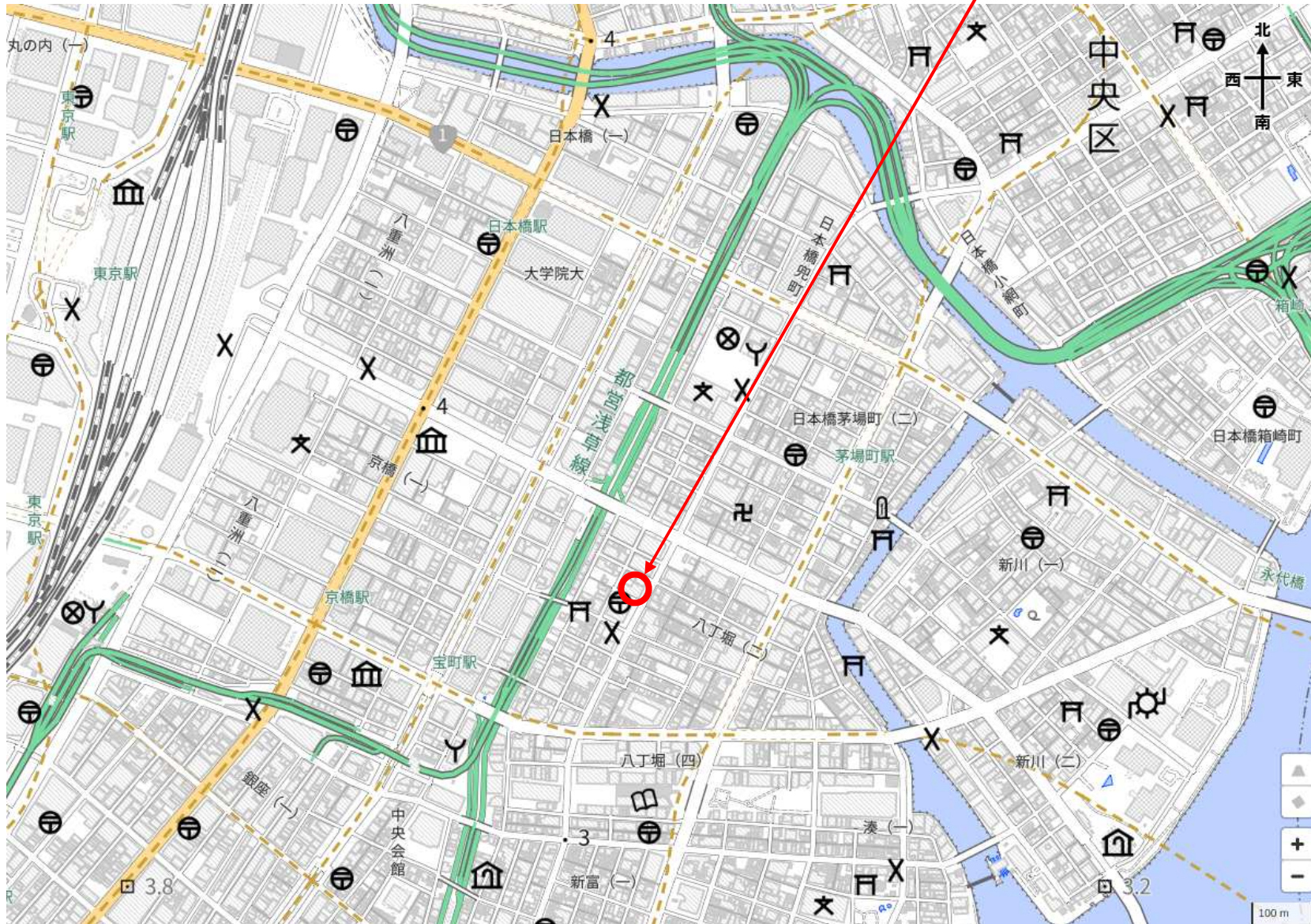
職場訪問場所

戸田建設株式会社 本社事務所

戸田建設株式会社 本社事務所

東京都中央区八丁堀二丁目8番5号

1月14日(木) 13:00 から受付開始



令和5年12月22日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 木村 恭巳

電話 03 - 3512 - 1612

道路貨物運送業のベストプラクティス企業への職場訪問を 実施しました ～東京労働局長が東京運輸支局長とともに訪問・意見交換～

東京労働局(局長 美濃 芳郎)では、「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和5年11月29日(水)に、ベストプラクティス企業(時間外労働の削減等を始めとした働き方改革に積極的に取り組む企業)へ職場訪問を実施しました。

自動車運転者においては、令和6年4月1日からの時間外労働の上限規制等の適用に向け、長時間労働の削減が急務であり、道路貨物運送業で積極的に取り組んでいる企業とその取組に協力する取引先企業に、東京労働局長が東京運輸支局長とともに訪問・意見交換を行いました。

東京労働局では、今後も時間外労働の削減等に向け、このような積極的な企業の取組を広く紹介し、各企業における働き方改革の取組を促進していきます。

【訪問の概要】

1 訪問企業

➤ 道路貨物運送事業者

企業名：株式会社 ユ ネットランス 羽村営業所

所在地：東京都あきる野市草花 1141 - 1

従業員数：556名(企業全体)

事業内容：一般貨物自動車運送業



➤ 取引先事業者

ネクスト ロジスティクス ジャパン
企業名：NEXT Logistics Japan 株式会社

本社所在地：東京都新宿区西新宿 1 -26- 2 新宿野村ビル 34 階

従業員数：60名

事業内容：陸上貨物取扱業()

様々な業種業態の荷主企業、運送事業者などが共同出資して2018年に設立。ドライバー不足、輸送量の低下などの物流業界が直面する「2024年問題」に対応するためのソリューションを、荷主企業や運送事業者に提供している。



(左から)尾崎東京運輸支局長、美濃東京労働局長、NEXT Logistics Japan(株)梅村社長、(株)ユ ネットランス石川副社長

2 訪問当日の状況

当日は、美濃芳郎 東京労働局長が、尾崎行雄 東京運輸支局長とともに訪問し、NEXT Logistics Japan 株式会社 梅村幸生 代表取締役社長と株式会社ユ ネットランス 石川清茂 代表取締役副社長から取組状況についてご紹介をいただきました。

また、株式会社ユ ネットランスのドライバーの方からオンラインでお話を伺いし、その後、4者で物流の現状などについて意見交換を行いました。



NEXT Logistics Japan(株)梅村社長から説明を受けている様子



(株)ユ ネットランス石川副社長から説明を受けている様子



オンラインでドライバーの方と意見交換をしている様子

3 主な取組事例

➤ NEXT Logistics Japan 株式会社の取組

NEXT Logistics Japan 株式会社は、様々な業種・業態の荷主企業、運送事業者などが共同出資して2018年に設立。ドライバー不足、輸送量の低下などの物流業界が直面する「2024年問題」に対応するためのソリューションを、荷主企業や運送事業者に提供している。現在、出資を伴わない企業も参加できる新たな枠組みも設け、参加企業の増加に取り組んでいる。

中継輸送

従来、1人のドライバーが行っていた関東・関西便について、中部地方の拠点を中継地点としてドライバーチェンジをすることにより、**宿泊を伴う運行が減少し、ドライバーの負担軽減を実現。**



ダブル連結トラック

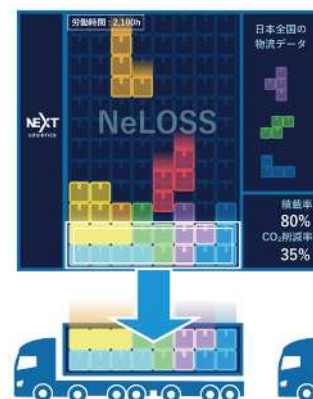
2つのコンテナを連結して輸送できる「ダブル連結トラック」を活用し、**1台で、大型トラック2.5台分の輸送を実施。**



混載輸送

従来、自動車部品、食料品、紙製品など、各荷主から委託を受けた各運送事業者が輸送していたが、混載して輸送することにより、**積載率が平均65%、最大89%に向上（業界平均38%）。**

さらに、量子コンピューターを使用した高度な情報処理システムにより、形状、重量等が異なる荷物を最適に積み込むための組み合わせを迅速に割り出し、**配車時間を40秒に短縮（人の手では2時間以上かかる）。**



混載・配車システムのイメージ

➤ 株式会社ユーネットランスの取組

上記 NEXT Logistics Japan 株式会社のソリューションを活用するとともに、以下の取組を実施している。

経営トップのリーダーシップと労働組合との連携

ドライバーへの上限規制の適用を見据え、経営トップが時間外労働の削減を決意し、労働組合と話し合い、**36 協定の上限時間を 80 時間に引き下げた**。また、賃金体系の見直しも含めた労働環境改善について、毎月、労使懇談会を実施するなど、労使間で意識共有を図る。

荷主との協力

最前線で働くドライバーから労働時間削減のために必要な改善提案を募集し、荷主に対して協力を求め、**分散していた荷積み場所の集約化や発注状況の早期把握等**を実施。

また、荷主に対し、「物流革新に向けた政策パッケージ」を基に、「標準的な運賃」などに配慮した契約を進めるなどの活動を実施。

きめ細かい労務管理の実施

労働時間管理のデジタル化を進め、経営者が随時各労働者の労働時間を確認し、時間外労働の管理を徹底。

また、時間外労働の上限時間を超えないよう、**長い拘束時間となる運行ルートなどを特定のドライバーに固定せず、労働時間・拘束時間の平準化**を実施。

《取組の効果》

- ・ 時間外労働時間数の状況

1 か月平均 61.3 時間(平成 30 年度) **52.4 時間(令和 4 年度)【8.9 時間減少】**

- ・ 年次有給休暇の状況

年平均取得日数 6 日(平成 30 年度) **10.3 日(令和 4 年度)【4.3 日増加】**

取得率 35.2%(平成 30 年度) **62.0%(令和 4 年度)【26.7%増加】**

4 意見交換の様子



美濃東京労働局長

尾崎東京運輸支局長

今後どのようなことが課題になるとお考えでしょうか。

物流業界は、まだ発注書がファックスの場合も多い。輸送の効率化のため、各種データのデジタル化(DX)を進めることが必要。

ダブル連結トラックの課題はありますか。

全長 25 メートルのダブル連結トラックに対応した荷積み・荷下ろし場は少ない。また、休憩のため安全に駐車するスペースももっと必要。



NEXT Logistics Japan(株)梅村社長



(株)ユーネットランス石川副社長



積極的に取組んで行きましょう!!

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年12月22日

担当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 東 雅人
	課長補佐 松本 利美子
	高齢者対策担当官 涌井 和志
	電話 03-3512-1663 (ダイヤルイン)

令和5年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

東京労働局（局長 美濃 芳郎）では、令和5年「高齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので公表します。

高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」に向け「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢者雇用安定法」といいます。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業41,105社からの報告に基づき、このような高齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

東京労働局・都内ハローワークでは、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施してまいります。

※集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(9ページ表1、10ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は100.0% [0.1ポイント増加]

- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が73.2% [1.0ポイント減少]、
「定年の引上げ」により実施している企業は23.4% [1.0ポイント増加]
「定年制の廃止」により実施している企業は3.4% [変動なし]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (11ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は23.4% [1.7ポイント増加]

- ・中小企業では23.7% [1.5ポイント増加]、大企業では21.2% [2.7ポイント増加]
- ・高年齢者就業確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が18.5% [1.6ポイント増加]
「定年制の廃止」により実施している企業は3.4% [変動なし]
「定年の引上げ」により実施している企業は1.3% [0.1ポイント増加]
「創業支援等措置の導入」により実施している企業は0.2% [変動なし]

III 企業における定年制の状況 (12ページ表5)

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は26.8% [1.0ポイント増加]

- ・中小企業では28.1% [1.0ポイント増加]、大企業では19.0% [1.2ポイント増加]

IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (13ページ表6)

66歳以上まで働ける制度のある企業は34.2% [2.1ポイント増加]

- ・中小企業では33.9% [1.9ポイント増加]、大企業では35.6% [2.8ポイント増加]

② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (13ページ表7)

70歳以上まで働ける制度のある企業は32.8% [2.0ポイント増加]

- ・中小企業では32.7% [1.9ポイント増加]、大企業では33.7% [2.6ポイント増加]

※ この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」として
います。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

- 東京都内の常時雇用する労働者が21人以上の企業41,105社
中小企業（21～300人規模）：35,491社
大企業（301人以上規模）：5,614社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高年齢者雇用確保措置の状況（9 ページ表 1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で41,105社（100.0%）[0.1ポイント増加]であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入[※]

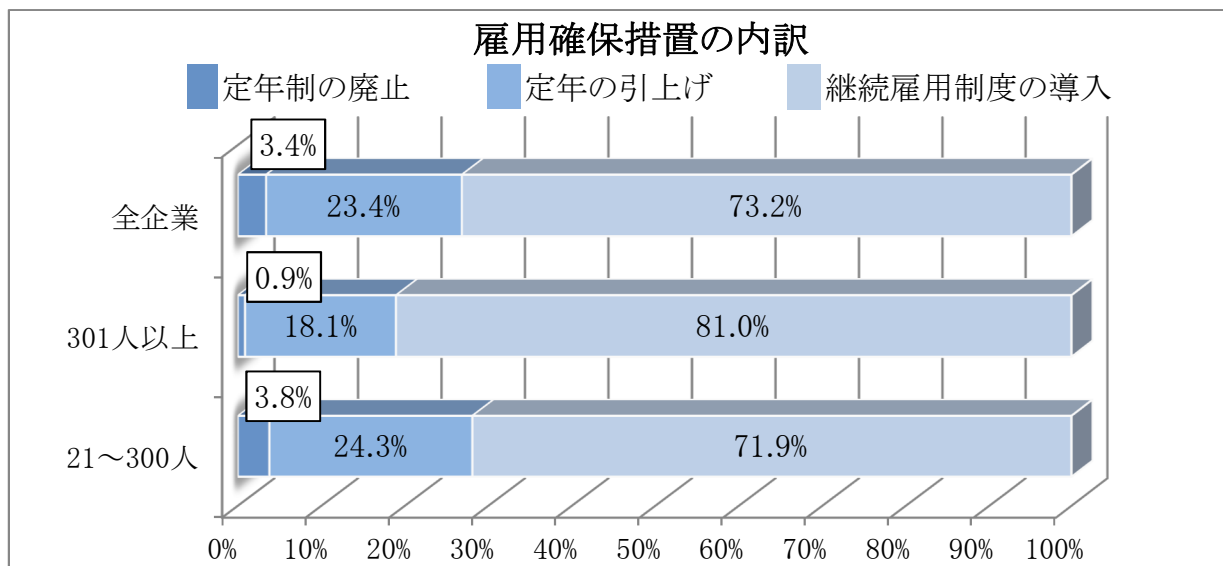
※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（10 ページ表 3-1）

雇用確保措置を実施済みと報告した企業（41,105社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（1,396社）は3.4% [変動なし]、定年の引上げ（9,638社）は23.4% [1.0ポイント増加]、継続雇用制度の導入（30,071社）は73.2% [1.0ポイント減少]であった。

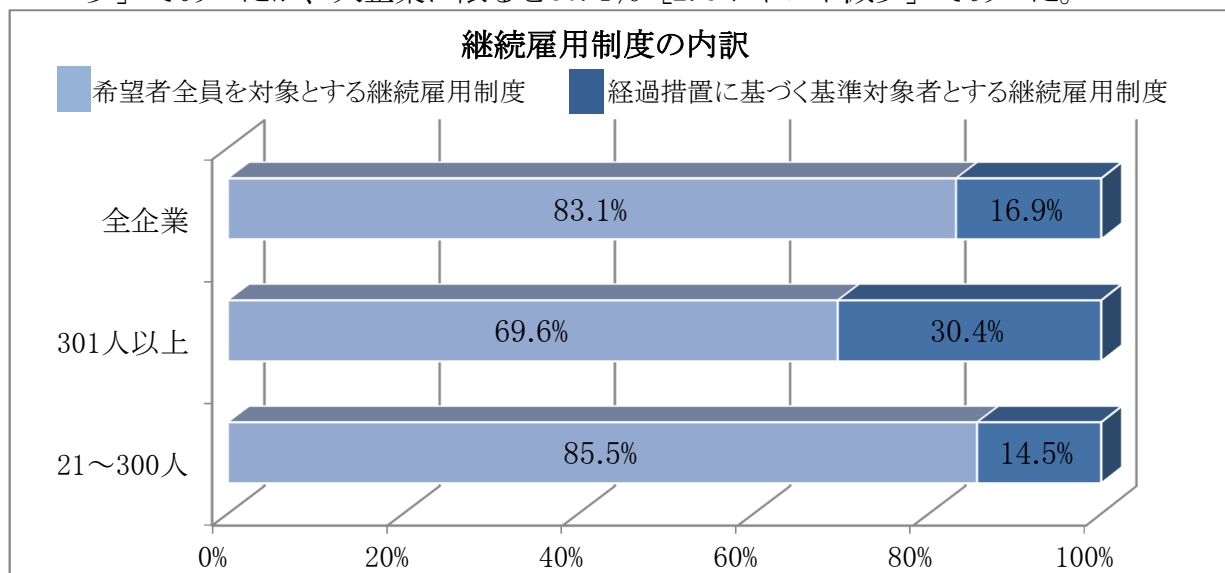


(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（10 ページ表 3-2）

「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業（30,071社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は83.1% [2.1ポイント増加]で、中小企業では85.5% [1.9ポイント増加]、大企業では69.6% [2.8ポイント増加]であった。

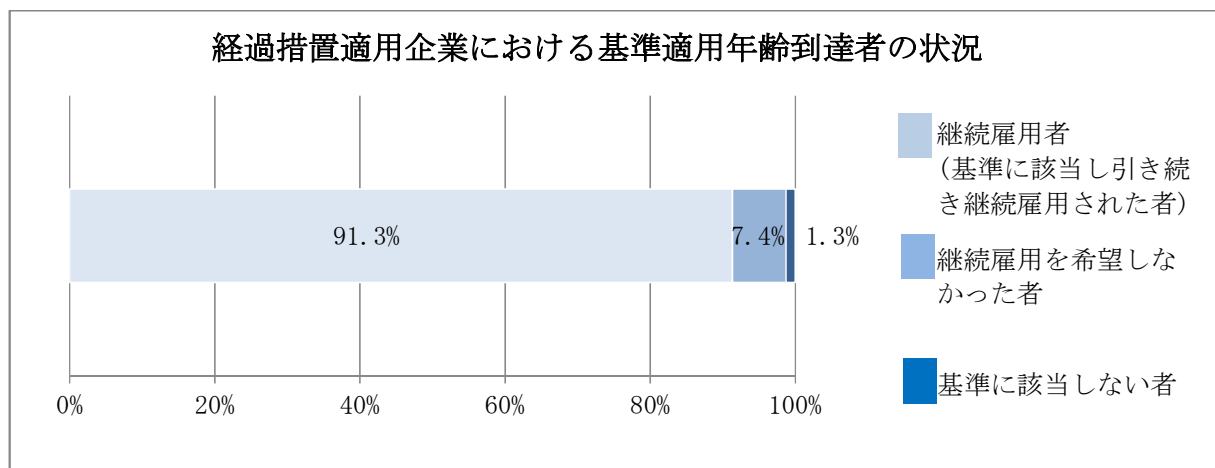
一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、企業規模計では16.9% [2.1ポイント減

少]であったが、大企業に限ると30.4% [2.8ポイント減少]であった。



(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況 (14 ページ表 8-2)

上記 1 (1) の注 1 に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去 1 年間 (令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日) に、基準を適用できる年齢 (64 歳) に到達した者 (14, 512 人) のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 91.3% [1.7 ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は 7.4% [0.6 ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 1.3% [1.1 ポイント減少] であった。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (11 ページ表 4-1)

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」^{注3} という。) を実施済みの企業 (9, 600 社) は、報告した企業全体の 23.4% [1.7 ポイント増加] で、中小企業では 23.7% [1.5 ポイント増加]、大企業では 21.2% [2.7 ポイント増加] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みと報告した企業（9,600社）について措置内容別に見ると、定年制の廃止（1,396社）は3.4% [変動なし]、定年の引上げ（527社）は1.3% [0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入（7,606社）は18.5% [1.6ポイント増加]、創業支援等措置^{注4}の導入（71社）は0.2% [変動なし]であった。

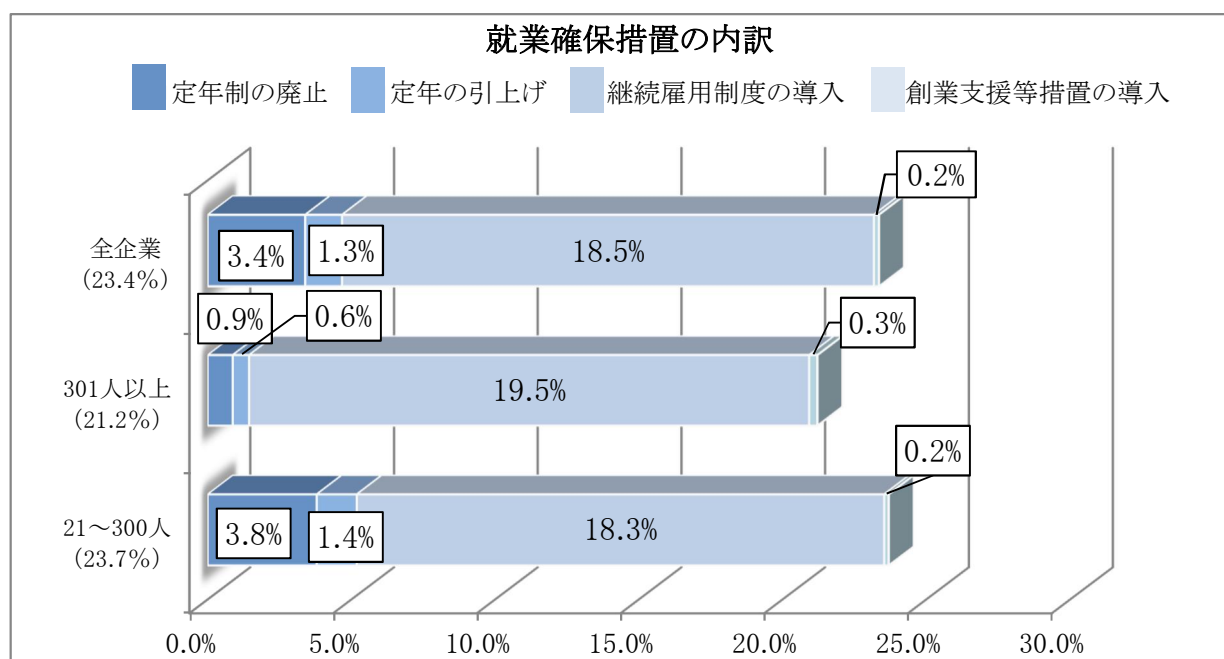
注3 就業確保措置

高齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

注4 創業支援等措置

注3の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

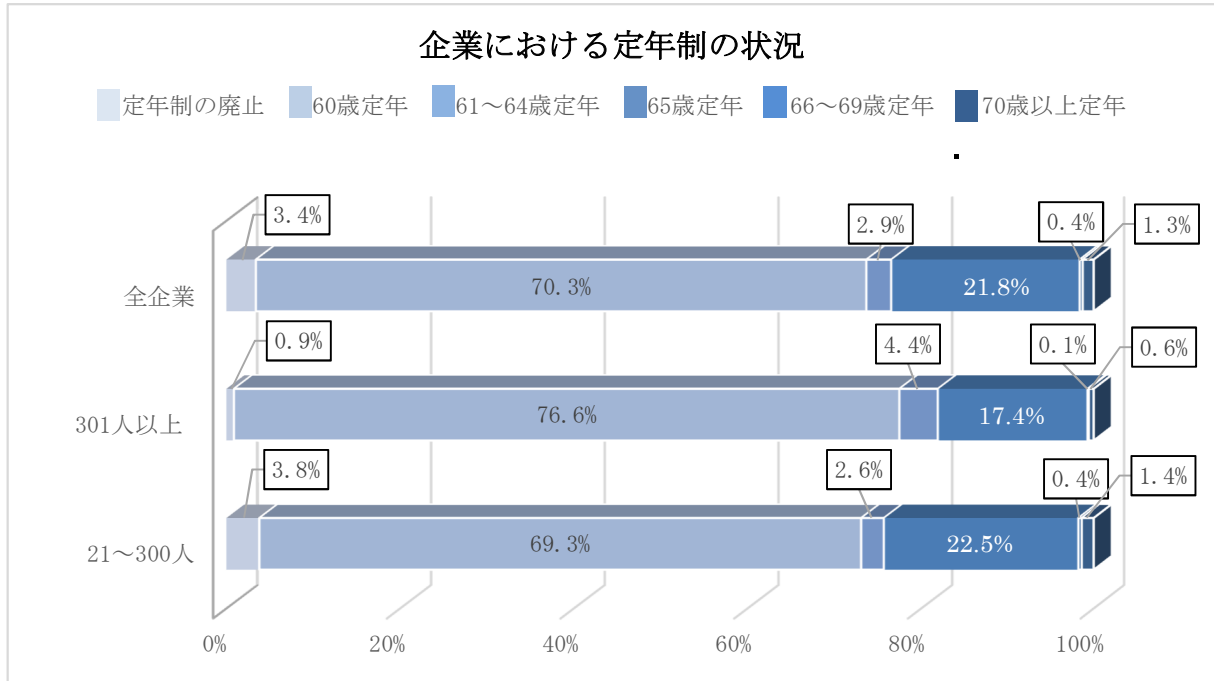


3 企業における定年制の状況（12ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

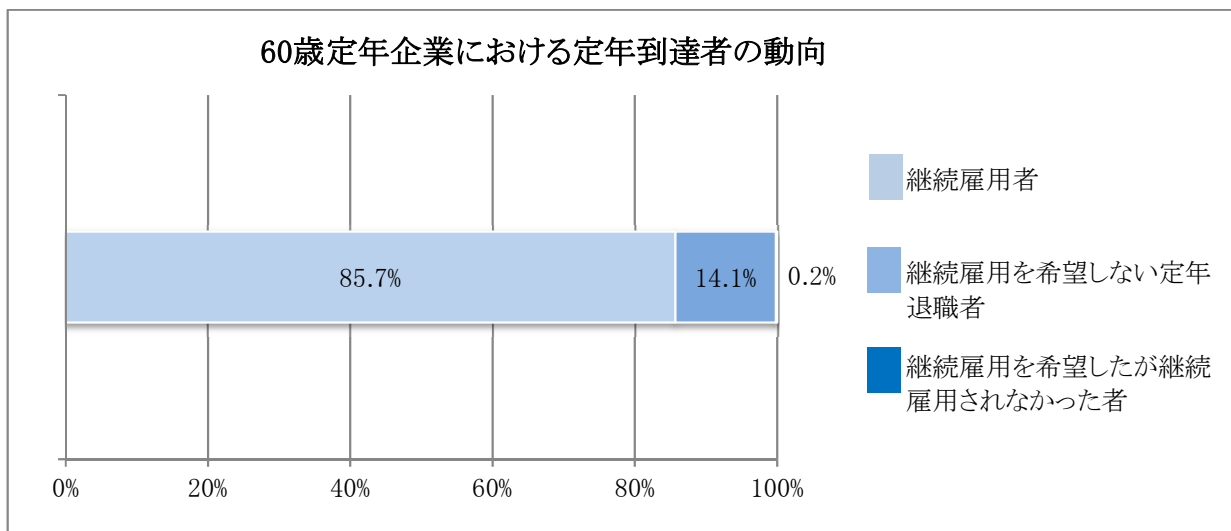
- ・ 定年制を廃止している企業（1,396社）は3.4% [変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業（28,894社）は70.3% [1.2ポイント減少]
- ・ 定年を61~64歳とする企業（1,177社）は2.9% [0.2ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業（8,963社）は21.8% [1.0ポイント増加]
- ・ 定年を66~69歳とする企業（148社）は0.4% [変動なし]

- ・ 定年を70歳以上とする企業（527社）は1.3% [0.1ポイント増加]



(参考) 60歳定年企業における定年到達者の動向（14ページ表8-1）

60歳定年企業において、過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日）に定年に到達した者（131,214人）のうち、継続雇用された者は85.7% [変動なし]（うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は5.4% [1.0ポイント増加]）、継続雇用を希望しない定年退職者は14.1% [変動なし]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.2% [変動なし]であった。



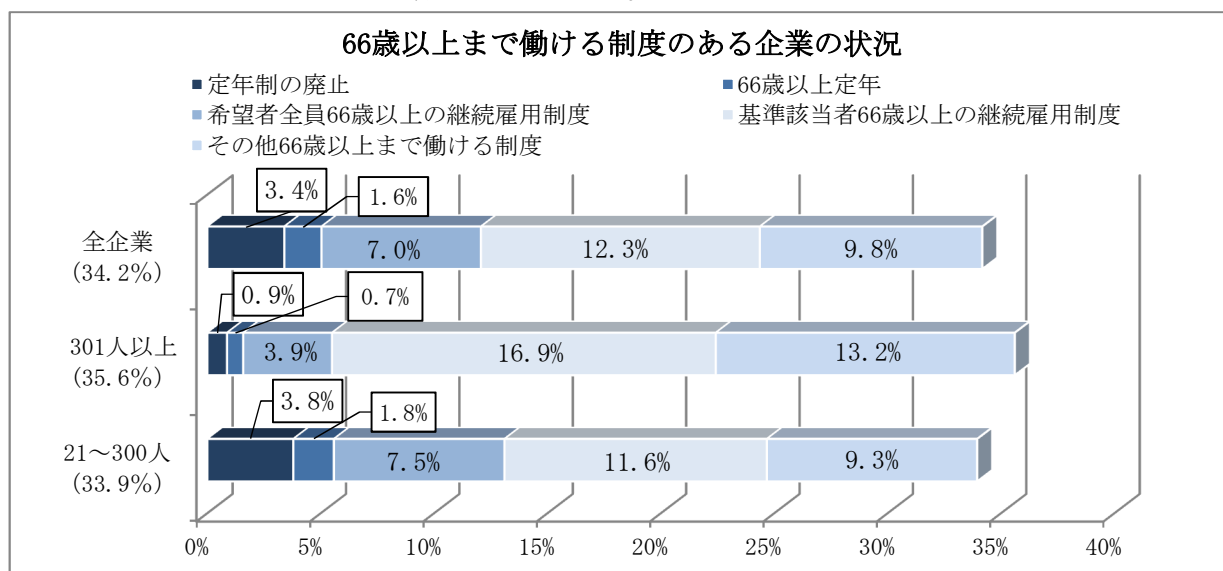
4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（13ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が66歳以上
- ③ 希望する者全員を66歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を66歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる

報告した企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業（14,047社）は34.2% [2.1ポイント増加] であった。



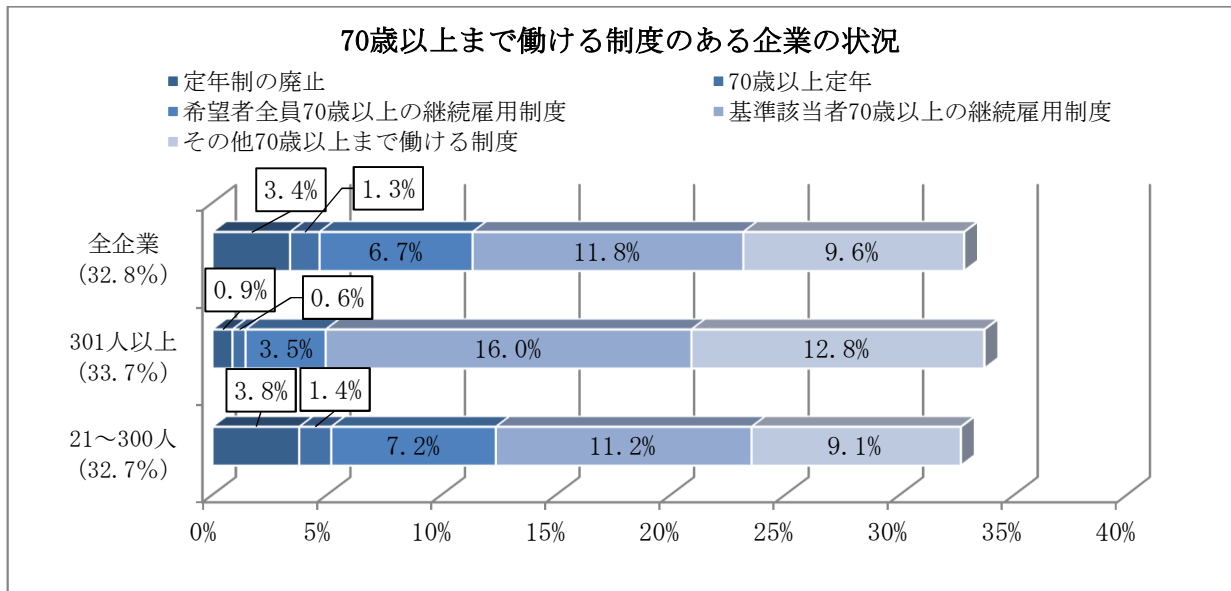
※ 本項目では、66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（13ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が70歳以上
- ③ 希望する者全員を70歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる

報告した企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業（13,489社）は32.8% [2.0ポイント増加] であった。



※ 本項目では、70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「70歳以上定年」のみに計上している。

5 高年齢常用労働者の状況（15 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（約1,220万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約130万人で10.6% [0.3ポイント増加] を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約79万人、65～69歳が約30万人、70歳以上が約20万人であった。

(2) 高年齢労働者の推移

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約127万人で、平成26年と比較すると、約46万人（57.4%）増加している。また、21人以上企業規模における60歳以上の常用労働者数は約130万人で、令和3年と比較すると、約19万人（17.2%）増加している。

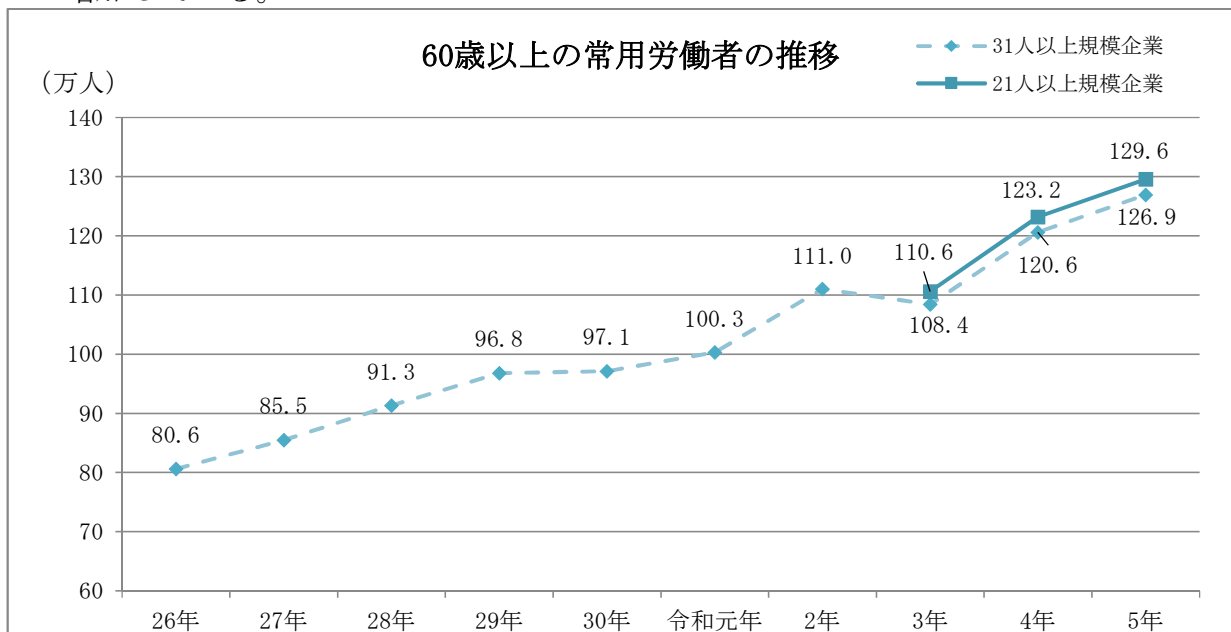


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	41,105	(40,629)	0	(4)	41,105	(40,633)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	33,121	(32,559)	0	(2)	33,121	(32,561)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	35,491	(35,082)	0	(4)	35,491	(35,086)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	7,984	(8,070)	0	(2)	7,984	(8,072)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	27,507	(27,012)	0	(2)	27,507	(27,014)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	5,614	(5,547)	0	(0)	5,614	(5,547)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「31人以上総計」「21~300人」「21~30人」「31~300人」の①の()内については、小数点第2位以下を切り捨て、②の()内については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	合計	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
		100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
規模別	合計	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	21~30人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	31~50人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	51~100人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別	合計	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	0.0%	(0.1%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	0.0%	(0.1%)
	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	0.0%	(0.1%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	1,396 (1,393) 3.4% (3.4%)	9,638 (9,093) 23.4% (22.4%)	30,071 (30,143) 73.2% (74.2%)	41,105 (40,629) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	915 (914) 2.8% (2.8%)	7,457 (6,948) 22.5% (21.3%)	24,749 (24,697) 74.7% (75.9%)	33,121 (32,559) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,347 (1,346) 3.8% (3.8%)	8,623 (8,154) 24.3% (23.2%)	25,521 (25,582) 71.9% (72.9%)	35,491 (35,082) 100.0% (100.0%)
21~30人	481 (479) 6.0% (5.9%)	2,181 (2,145) 27.3% (26.6%)	5,322 (5,446) 66.7% (67.5%)	7,984 (8,070) 100.0% (100.0%)
31~300人	866 (867) 3.1% (3.2%)	6,442 (6,009) 23.4% (22.2%)	20,199 (20,136) 73.4% (74.5%)	27,507 (27,012) 100.0% (100.0%)
301人以上	49 (47) 0.9% (0.8%)	1,015 (939) 18.1% (16.9%)	4,550 (4,561) 81.0% (82.2%)	5,614 (5,547) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	24,995 (24,429) 83.1% (81.0%)	5,076 (5,714) 16.9% (19.0%)	30,071 (30,143) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	20,049 (19,423) 81.0% (78.6%)	4,700 (5,274) 19.0% (21.4%)	24,749 (24,697) 100.0% (100.0%)
21~300人	21,827 (21,384) 85.5% (83.6%)	3,694 (4,198) 14.5% (16.4%)	25,521 (25,582) 100.0% (100.0%)
21~30人	4,946 (5,006) 92.9% (91.9%)	376 (440) 7.1% (8.1%)	5,322 (5,446) 100.0% (100.0%)
31~300人	16,881 (16,378) 83.6% (81.3%)	3,318 (3,758) 16.4% (18.7%)	20,199 (20,136) 100.0% (100.0%)
301人以上	3,168 (3,045) 69.6% (66.8%)	1,382 (1,516) 30.4% (33.2%)	4,550 (4,561) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	自社以外の継続雇用先がある企業									合計 (①~⑦)
	① 自社のみ	② 自社、子会社等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②~⑦)		
21人以上 総計	27,865 - 92.0% -	1,351 - 4.5% -	298 - 1.0% -	654 - 2.2% -	76 - 0.3% -	9 - 0.0% -	18 - 0.1% -	2,406 - 8.0% -		30,071 - 100.0% -
31人以上 総計	22,551 - 91.1% -	1,235 - 5.0% -	265 - 1.1% -	602 - 2.4% -	69 - 0.3% -	9 - 0.0% -	18 - 0.1% -	2,198 - 8.9% -		24,749 - 100.0% -
21~300人	24,032 - 94.2% -	857 - 3.4% -	216 - 0.8% -	345 - 1.4% -	52 - 0.2% -	5 - 0.0% -	14 - 0.1% -	1,489 - 5.8% -		25,521 - 100.0% -
21~30人	5,114 - 96.1% -	116 - 2.2% -	33 - 0.6% -	52 - 1.0% -	7 - 0.1% -	0 - 0.0% -	0 - 0.0% -	208 - 3.9% -		5,322 - 100.0% -
31~300人	18,918 - 93.7% -	741 - 3.7% -	183 - 0.9% -	293 - 1.5% -	45 - 0.2% -	5 - 0.0% -	14 - 0.1% -	1,281 - 6.3% -		20,199 - 100.0% -
301人以上	3,633 - 79.8% -	494 - 10.9% -	82 - 1.8% -	309 - 6.8% -	24 - 0.5% -	4 - 0.1% -	4 - 0.1% -	917 - 20.2% -		4,550 - 100.0% -

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、96)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
21人以上総計	9,600 (8,827) 23.4% (21.7%)	1,396 (1,393) 3.4% (3.4%)	527 (483) 1.3% (1.2%)	7,606 (6,879) 18.5% (16.9%)	71 (72) 0.2% (0.2%)	486 (475) 1.2% (1.2%)	31,019 (31,331) 75.5% (77.1%)	41,105 (40,633) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	7,505 (6,767) 22.7% (20.8%)	915 (914) 2.8% (2.8%)	382 (345) 1.2% (1.1%)	6,146 (5,448) 18.6% (16.7%)	62 (60) 0.2% (0.2%)	413 (400) 1.2% (1.2%)	25,203 (25,394) 76.1% (78.0%)	33,121 (32,561) 100.0% (100.0%)
21~300人	8,409 (7,800) 23.7% (22.2%)	1,347 (1,346) 3.8% (3.8%)	495 (450) 1.4% (1.3%)	6,512 (5,946) 18.3% (16.9%)	55 (58) 0.2% (0.2%)	402 (399) 1.1% (1.1%)	26,680 (26,887) 75.2% (76.6%)	35,491 (35,086) 100.0% (100.0%)
21~30人	2,095 (2,060) 26.2% (25.5%)	481 (479) 6.0% (5.9%)	145 (138) 1.8% (1.7%)	1,460 (1,431) 18.3% (17.7%)	9 (12) 0.1% (0.1%)	73 (75) 0.9% (0.9%)	5,816 (5,937) 72.8% (73.6%)	7,984 (8,072) 100.0% (100.0%)
31~300人	6,314 (5,740) 23.0% (21.2%)	866 (867) 3.1% (3.2%)	350 (312) 1.3% (1.2%)	5,052 (4,515) 18.4% (16.7%)	46 (46) 0.2% (0.2%)	329 (324) 1.2% (1.2%)	20,864 (20,950) 75.8% (77.6%)	27,507 (27,014) 100.0% (100.0%)
301人以上	1,191 (1,027) 21.2% (18.5%)	49 (47) 0.9% (0.8%)	32 (33) 0.6% (0.6%)	1,094 (933) 19.5% (16.8%)	16 (14) 0.3% (0.3%)	84 (76) 1.5% (1.4%)	4,339 (4,444) 77.3% (80.1%)	5,614 (5,547) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(96)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
	合計	21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
合計	23.4% (21.7%)	23.4% (21.7%)	22.7% (20.8%)	76.6% (78.3%)	77.3% (79.2%)
21~30人	26.2% (25.5%)	26.2%	25.2%	73.8% (74.5%)	74.5%
31~50人	25.2% (24.1%)	25.2%	22.7%	74.8% (75.9%)	75.9%
51~100人	22.7% (20.2%)	22.7%	20.7%	77.3% (79.8%)	79.8%
101~300人	20.7% (19.0%)	20.7%	19.8%	79.3% (81.0%)	81.0%
301~500人	19.8% (16.8%)	19.8%	20.0%	80.2% (83.2%)	83.2%
501~1,000人	20.0% (18.4%)	20.0%	23.9%	80.0% (81.6%)	81.6%
1,001人以上	23.9% (20.5%)	23.9%		76.1% (79.5%)	79.5%
産業別	合計	23.4% (21.7%)	22.7% (20.8%)	76.6% (78.3%)	77.3% (79.2%)
	農、林、漁業	22.2% (21.9%)	19.0% (13.6%)	77.8% (78.1%)	81.0% (86.4%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	25.0% (28.6%)	15.4% (27.8%)	75.0% (71.4%)	84.6% (72.2%)
	建設業	36.2% (33.4%)	33.6% (30.1%)	63.8% (66.6%)	66.4% (69.9%)
	製造業	20.0% (19.2%)	18.7% (17.5%)	80.0% (80.8%)	81.3% (82.5%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	30.3% (30.9%)	26.8% (29.0%)	69.7% (69.1%)	73.2% (71.0%)
	情報通信業	15.7% (14.0%)	15.4% (13.6%)	84.3% (86.0%)	84.6% (86.4%)
	運輸、郵便業	36.1% (32.9%)	36.4% (33.1%)	63.9% (67.1%)	63.6% (66.9%)
	卸売業、小売業	18.5% (16.5%)	17.4% (15.2%)	81.5% (83.5%)	82.6% (84.8%)
	金融業、保険業	20.8% (17.6%)	21.7% (18.2%)	79.2% (82.4%)	78.3% (81.8%)
	不動産業、物品賃貸業	21.8% (20.1%)	22.0% (19.7%)	78.2% (79.9%)	78.0% (80.3%)
	学術研究、専門・技術サービス業	21.2% (19.2%)	20.0% (17.9%)	78.8% (80.8%)	80.0% (82.1%)
	宿泊業、飲食サービス業	29.7% (28.7%)	30.0% (28.5%)	70.3% (71.3%)	70.0% (71.5%)
	生活関連サービス業、娯楽業	23.6% (21.3%)	23.1% (20.0%)	76.4% (78.7%)	76.9% (80.0%)
	教育、学習支援業	20.1% (21.7%)	19.7% (20.2%)	79.9% (78.3%)	80.3% (79.8%)
	医療、福祉	31.6% (30.2%)	31.7% (29.9%)	68.4% (69.8%)	68.3% (70.1%)
	複合サービス事業	11.1% (12.5%)	10.1% (10.7%)	88.9% (87.5%)	89.9% (89.3%)
サービス業(他に分類されないもの)	27.8% (26.2%)	27.6% (26.2%)	72.2% (73.8%)	72.4% (73.8%)	
その他	15.0% (20.4%)	14.3% (16.7%)	85.0% (79.6%)	85.7% (83.3%)	

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	1,396 (1,393)	0 0	28,894 (29,045)	1,177 (1,102)	8,963 (8,463)	148 (147)	527 (483)	11,034 (10,486)	41,105 (40,633)
	3.4% (3.4%)	0.0% (0.0%)	70.3% (71.5%)	2.9% (2.7%)	21.8% (20.8%)	0.4% (0.4%)	1.3% (1.2%)	26.8% (25.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	915 (914)	0 0	23,719 (23,757)	1,030 (942)	6,959 (6,495)	116 (108)	382 (345)	8,372 (7,862)	33,121 (32,561)
	2.8% (2.8%)	0.0% (0.0%)	71.6% (73.0%)	3.1% (2.9%)	21.0% (19.9%)	0.4% (0.3%)	1.2% (1.1%)	25.3% (24.1%)	100.0% (100.0%)
21～300人	1,347 (1,346)	0 0	24,593 (24,696)	928 (890)	7,988 (7,565)	140 (139)	495 (450)	9,970 (9,500)	35,491 (35,086)
	3.8% (3.8%)	0.0% (0.0%)	69.3% (70.4%)	2.6% (2.5%)	22.5% (21.6%)	0.4% (0.4%)	1.4% (1.3%)	28.1% (27.1%)	100.0% (100.0%)
21～30人	481 (479)	0 0	5,175 (5,288)	147 (160)	2,004 (1,968)	32 (39)	145 (138)	2,662 (2,624)	7,984 (8,072)
	6.0% (5.9%)	0.0% (0.0%)	64.8% (65.5%)	1.8% (2.0%)	25.1% (24.4%)	0.4% (0.5%)	1.8% (1.7%)	33.3% (32.5%)	100.0% (100.0%)
31～300人	866 (867)	0 0	19,418 (19,408)	781 (730)	5,984 (5,597)	108 (100)	350 (312)	7,308 (6,876)	27,507 (27,014)
	3.1% (3.2%)	0.0% (0.0%)	70.6% (71.8%)	2.8% (2.7%)	21.8% (20.7%)	0.4% (0.4%)	1.3% (1.2%)	26.6% (25.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	49 (47)	0 0	4,301 (4,349)	249 (212)	975 (898)	8 (8)	32 (33)	1,064 (986)	5,614 (5,547)
	0.9% (0.8%)	0.0% (0.0%)	76.6% (78.4%)	4.4% (3.8%)	17.4% (16.2%)	0.1% (0.1%)	0.6% (0.6%)	19.0% (17.8%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 「65歳以上定年」は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	1,396 (1,393)	675 (630)	2,890 (2,825)	5,056 (4,386)	4,030 (3,828)	4,961 (4,848)	10,017 (9,234)	14,047 (13,062)	41,105 (40,633)
	3.4% (3.4%)	1.6% (1.6%)	7.0% (7.0%)	12.3% (10.8%)	9.8% (9.4%)	12.1% (11.9%)	24.4% (22.7%)	34.2% (32.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	915 (914)	496 (453)	2,208 (2,105)	4,237 (3,638)	3,316 (3,109)	3,621 (3,472)	7,858 (7,110)	11,174 (10,219)	33,121 (32,561)
	2.8% (2.8%)	1.5% (1.4%)	6.7% (6.5%)	12.8% (11.2%)	10.0% (9.5%)	10.8% (10.7%)	23.7% (21.8%)	33.7% (31.4%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,347 (1,346)	635 (589)	2,670 (2,620)	4,106 (3,590)	3,290 (3,096)	4,652 (4,555)	8,758 (8,145)	12,048 (11,241)	35,491 (35,086)
	3.8% (3.8%)	1.8% (1.7%)	7.5% (7.5%)	11.6% (10.2%)	9.3% (8.8%)	13.1% (13.0%)	24.7% (23.2%)	33.9% (32.0%)	100.0% (100.0%)
21~30人	481 (479)	177 (177)	682 (720)	819 (748)	714 (719)	1,340 (1,376)	2,159 (2,124)	2,873 (2,843)	7,984 (8,072)
	6.0% (5.9%)	2.2% (2.2%)	8.5% (8.9%)	10.3% (9.3%)	8.9% (8.9%)	16.8% (17.0%)	27.0% (26.3%)	36.0% (35.2%)	100.0% (100.0%)
31~300人	866 (867)	458 (412)	1,988 (1,900)	3,287 (2,842)	2,576 (2,377)	3,312 (3,179)	6,599 (6,021)	9,175 (8,398)	27,507 (27,014)
	3.1% (3.2%)	1.7% (1.5%)	7.2% (7.0%)	11.9% (10.5%)	9.4% (8.8%)	12.0% (11.8%)	24.0% (22.3%)	33.4% (31.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	49 (47)	40 (41)	220 (205)	950 (796)	740 (732)	309 (293)	1,259 (1,089)	1,999 (1,821)	5,814 (5,547)
	0.9% (0.8%)	0.7% (0.7%)	3.9% (3.7%)	16.9% (14.4%)	13.2% (13.2%)	5.5% (5.3%)	22.4% (19.6%)	35.6% (32.8%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	1,396 (1,393)	527 (483)	2,746 (2,675)	4,860 (4,204)	3,960 (3,769)	4,669 (4,551)	9,529 (8,755)	13,489 (12,524)	41,105 (40,633)
	3.4% (3.4%)	1.3% (1.2%)	6.7% (6.6%)	11.8% (10.3%)	9.6% (9.3%)	11.4% (11.2%)	23.2% (21.5%)	32.8% (30.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	915 (914)	382 (345)	2,081 (1,972)	4,065 (3,476)	3,262 (3,062)	3,378 (3,231)	7,443 (6,707)	10,705 (9,769)	33,121 (32,561)
	2.8% (2.8%)	1.2% (1.1%)	6.3% (6.1%)	12.3% (10.7%)	9.8% (9.4%)	10.2% (9.9%)	22.5% (20.6%)	32.3% (30.0%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,347 (1,346)	495 (450)	2,549 (2,488)	3,963 (3,458)	3,242 (3,059)	4,391 (4,284)	8,354 (7,742)	11,596 (10,801)	35,491 (35,086)
	3.8% (3.8%)	1.4% (1.3%)	7.2% (7.1%)	11.2% (9.9%)	9.1% (8.7%)	12.4% (12.2%)	23.5% (22.1%)	32.7% (30.8%)	100.0% (100.0%)
21~30人	481 (479)	145 (138)	665 (703)	795 (728)	698 (707)	1,291 (1,320)	2,086 (2,048)	2,784 (2,755)	7,984 (8,072)
	6.0% (5.9%)	1.8% (1.7%)	8.3% (8.7%)	10.0% (9.0%)	8.7% (8.8%)	16.2% (16.4%)	26.1% (25.4%)	34.9% (34.1%)	100.0% (100.0%)
31~300人	866 (867)	350 (312)	1,884 (1,785)	3,168 (2,730)	2,544 (2,352)	3,100 (2,964)	6,268 (5,694)	8,812 (8,046)	27,507 (27,014)
	3.1% (3.2%)	1.3% (1.2%)	6.8% (6.6%)	11.5% (10.1%)	9.2% (8.7%)	11.3% (11.0%)	22.8% (21.1%)	32.0% (29.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	49 (47)	32 (33)	197 (187)	897 (746)	718 (710)	278 (267)	1,175 (1,013)	1,893 (1,723)	5,814 (5,547)
	0.9% (0.8%)	0.6% (0.6%)	3.5% (3.4%)	16.0% (13.4%)	12.6% (12.6%)	5.0% (4.8%)	20.9% (18.3%)	33.7% (31.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	16,162	131,214	18,537	14.1% (14.1%)	112,467	85.7% (85.7%)	7,110	5.4% (4.4%)	210	0.2% (0.2%)	22,464
うち女性	8,068	35,814	4,384	12.2% (12.6%)	31,359	87.6% (87.2%)	881	2.5% (1.9%)	71	0.2% (0.2%)	4,618

※ 本集計は、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
 ※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	2,085	14,512	1,072	7.4% (8.0%)	13,254	91.3% (89.6%)	186	1.3% (2.4%)
うち女性	879	3,392	268	7.9% (7.2%)	3,083	90.9% (90.7%)	41	1.2% (2.1%)

※ 本集計は、令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上	
31人以上 規模企業	平成26年	9,765,773人	(100.0)	806,424人	(100.0)	565,333人	(100.0)	241,091人	(100.0)	52,496人	(100.0)
	平成27年	10,139,679人	(103.8)	854,940人	(106.0)	574,292人	(101.6)	280,648人	(116.4)	60,396人	(115.0)
	平成28年	10,694,872人	(109.5)	913,329人	(113.3)	593,114人	(104.9)	320,215人	(132.8)	67,950人	(129.4)
	平成29年	10,622,731人	(108.8)	968,017人	(120.0)	596,508人	(105.5)	371,509人	(154.1)	103,288人	(196.8)
	平成30年	10,563,735人	(108.2)	970,875人	(120.4)	586,681人	(103.8)	384,194人	(159.4)	109,450人	(208.5)
	令和元年	10,766,946人	(110.3)	1,003,299人	(124.4)	584,438人	(103.4)	418,861人	(173.7)	139,521人	(265.8)
	令和2年	11,233,995人	(115.0)	1,110,187人	(137.7)	656,535人	(116.1)	453,652人	(188.2)	164,959人	(314.2)
	令和3年	10,798,419人	(110.6)	1,083,682人	(134.4)	631,458人	(111.7)	452,224人	(187.6)	175,584人	(334.5)
	令和4年	11,769,255人	(120.5)	1,205,588人	(149.5)	728,937人	(128.9)	476,651人	(197.7)	189,999人	(361.9)
	令和5年	11,999,816人	(122.9)	1,269,185人	(157.4)	777,198人	(137.5)	491,987人	(204.1)	198,226人	(377.6)
21人以上 規模企業	令和3年	10,977,758人	(100.0)	1,105,836人	(100.0)	642,142人	(100.0)	463,694人	(100.0)	180,908人	(100.0)
	令和4年	11,974,097人	(109.1)	1,231,829人	(111.4)	741,630人	(115.5)	490,199人	(105.7)	196,371人	(108.5)
	令和5年	12,202,402人	(111.2)	1,295,509人	(117.2)	790,066人	(123.0)	505,443人	(109.0)	204,726人	(113.2)

※「31人以上規模企業」の()は、平成26年を100とした場合の比率
 ※「21人以上規模企業」の()は、令和3年を100とした場合の比率。

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年12月22日(金)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 東 雅人
	課長補佐 松本 利美子
	地方障害者雇用担当官 高柳 茂
	地方障害者雇用担当官 大賀 秀明
	地方障害者雇用担当官 笹 直美
	電話 03-3512-1664(ダイヤルイン)

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

東京労働局（局長 美濃 芳郎）では、今般、東京都内で障害者の雇用義務のある民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員に一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）に相当する数以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

集計結果のポイント

《民間企業》[法定雇用率2.3%]

- ・雇用障害者数は239,332.0人、対前年比4.8%〔10,856.5人〕増加
- ・実雇用率2.21%、対前年比0.07ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は34.4%、対前年比1.9ポイント上昇

《公的機関》[同2.6%、東京都教育委員会は2.5%] ※()は前年の値

- ・東京都の機関：雇用障害者数1,141.5人(1,170.5人)、実雇用率3.29%(2.96%)
- ・区市町村の機関：雇用障害者数2,896.0人(2,804.0人)、実雇用率2.56%(2.50%)
- ・東京都教育委員会：雇用障害者数965.5人(904.5人)、実雇用率1.95%(1.84%)

《独立行政法人等》[同2.6%] ※()は前年の値

- ・雇用障害者数5,221.5人(4,914.5人)、実雇用率2.78%(2.76%)

令和5年 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1〔P8〕、詳細表1(1)①,②〔P10〕

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は239,332.0人で、前年より10,856.5人増加（対前年比4.8%増）し、過去最高となった。
- ・ 雇用障害者数を障害種別にみると、身体障害者が140,206.0人（対前年比0.9%増）、知的障害者は48,549.0人（同4.4%増）、精神障害者は50,577.0人（同17.5%増）であった。
- ・ 実雇用率は2.21%（前年は2.14%）、法定雇用率達成企業の割合は34.4%（同32.5%）、ともに過去最高となった。

○企業規模別の状況…詳細表1(2)①,②〔P11〕

- ・ 実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で2.51%（前年は2.44%）、500～1,000人未満規模企業で2.15%（同2.08%）、300～500人未満規模企業で1.90%（同1.81%）、100～300人未満規模企業で1.47%（同1.41%）、43.5～100人未満規模企業では、0.89%（同0.87%）であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は6.8%だが、雇用障害者数では全体の74.7%、新規雇用障害者数では全体の66.9%を占めている。

○産業別の状況…詳細表1(3)①,②〔P12,13〕

- ・ 産業別では、全産業で実雇用率の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」2.52%、「運輸業、郵便業」2.41%、「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融、保険業」「医療、福祉」2.36%、「製造業」2.31%の順となっている。
- ・ 主要9産業でみると実雇用率の高い産業は、「運輸業、郵便業」2.41%、「医療、福祉」2.36%、「製造業」2.31%の順となっている。

※主要9産業とは、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」及び「サービス業」である。

- ・ 雇用障害者の産業別・障害種別の雇用状況をみると、身体障害者は、「製造業」（32,486.0人）で最も多く雇用されており、次いで「サービス業」（25,070.5人）となっている。知的障害者は、「製造業」（11,178.5人）が最も多く、次いで「サービス業」（9,785.5人）となっている。精神障害者は、「サービス業」（12,477.0人）で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」（7,184.0人）となっている。

○法定雇用率未達成企業の状況…詳細表1(5)〔P15〕

- ・ 法定雇用率未達成企業数は15,350社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業

(1人不足企業)が8,855社(57.7%)と過半数を占めている。

- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(雇用ゼロ企業)が未達成企業に占める割合は56.9%となっている。

2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1), (2), (3) [P8, 9]、詳細表3, 4 [P20~24]

(1) 東京都の機関

東京都の機関(法定雇用率2.6%)に在職している障害者の数は1,141.5人、実雇用率は3.29%(前年は2.96%)であった。

東京都の機関は9機関全てで法定雇用率達成。

(2) 区市町村の機関

区市町村の機関(法定雇用率2.6%)に在職している障害者の数は2,896.0人、実雇用率は2.56%(前年は2.50%)であった。

区市町村の機関は73機関中44機関が法定雇用率達成。

(3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会(法定雇用率2.5%)に在職している障害者の数は965.5人、実雇用率は1.95%(前年は1.84%)であった。

3 独立行政法人等における雇用状況…総括表3 [P9]、詳細表5 [P25]

独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は5,221.5人、実雇用率は2.78%(前年は2.76%)であった。

独立行政法人等74機関中62機関が法定雇用率達成。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

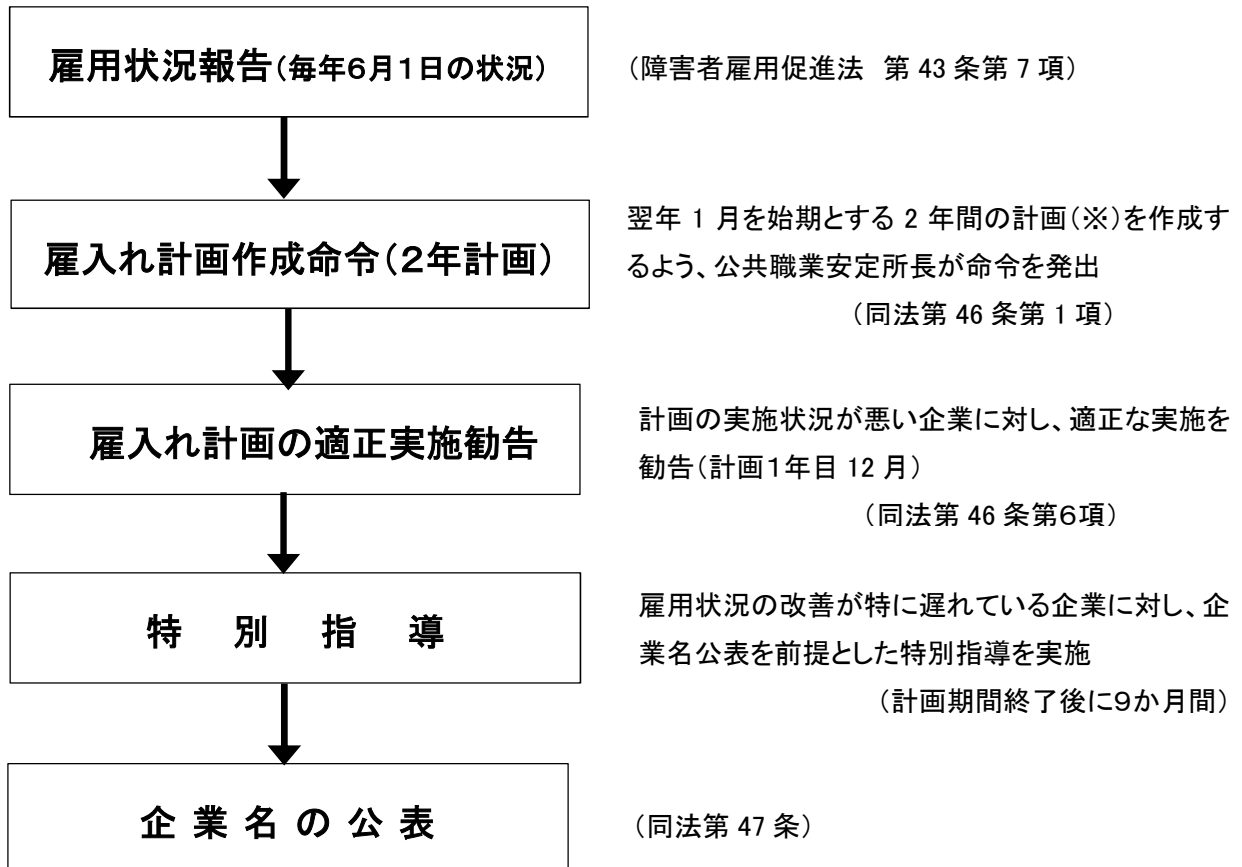
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
→【実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ②「不足数が多い企業」
→【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」
→【雇用義務3又は4人の企業(労働者数130.5人以上～217.0人以下規模企業)であって障害者雇用者数0人(実雇用率が0%)の場合】

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況（目次）

〈総括表〉

1	民間企業における雇用状況	8
2	地方公共団体における在職状況	
	(1) 都の機関	8
	(2) 区市町村等の機関	8
	(3) 東京都教育委員会	9
3	独立行政法人等における雇用状況	9

〈詳細表〉

1	民間企業における雇用状況	
	(1) 概況	
	①概況	10
	②障害種別雇用状況	10
	(2) 企業規模別の雇用状況	
	①概況	11
	②障害種別雇用状況	11
	(3) 産業別の雇用状況	
	①概況	12
	②障害種別雇用状況	13
	(4) 民間企業における雇用状況の推移	14
	(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
	(6) 身体障害者の部位別雇用状況	16
2	民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
	(1) 企業規模別実雇用率	17
	(2) 産業別実雇用率	18
	(3) 特例子会社の年度別設立件数	19

3	地方公共団体における障害者の在職状況	
(1)	法定雇用率 2.6%が適用される地方公共団体	
①	概況	20
②	障害種別在職状況	20
(2)	法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会	21
4	地方公共団体の各機関の状況	
(1)	東京都の機関の状況	22
(2)	区市町村の機関の状況	22～24
5	独立行政法人等における障害者の雇用状況	
(1)	概況	25
(2)	地方独立行政法人等の各機関の状況	25

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
民間企業	10,825,527.5	239,332.0 [190,261]	2.21	0.07	34.4
	(10,651,712.5)	(228,475.5)	(2.14)	(0.05)	(32.5)

※ []内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
都の機関	34,708.5	1,141.5 [890]	3.29	0.33	100.0
	(39,567.0)	(1,170.5)	(2.96)	(0.07)	(100.0)

(2) 区市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	77,655.5	2,025.0 [1,615]	2.61	0.05	63.0
	(76,908.5)	(1,970.5)	(2.56)	0.08	(55.6)
市町村の機関	35,513.5	871.0 [676]	2.45	0.08	58.7
	(35,107.5)	(833.5)	(2.37)	(0.06)	(56.5)
区市町村の機関	113,169.0	2,896.0 [2,291]	2.56	0.06	60.3
	(112,016.0)	(2,804.0)	(2.50)	0.08	(56.2)

※区市町村の機関のうち未達成であった29機関のうち4機関は、公表時点で達成済み

(3) 東京都教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	49,623.0	965.5 [752]	1.95	0.11
	49,107.0	(904.5)	(1.84)	0.02

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	174,961.0	4,962.5 [3,939]	2.84	0.08	84.1
	(174,236.5)	(4,815.0)	(2.76)	(0.02)	(82.6)
地方独立行政法人等	12,697.5	259.0 [211]	2.04	▲0.63	80.0
	(3,721.0)	(99.5)	(2.67)	0.03	(50.0)
合計	187,658.5	5,221.5 [4,150]	2.78	0.02	83.8
	(177,957.5)	(4,914.5)	(2.76)	(0.03)	(80.8)

※独立行政法人等の機関のうち未達成であった8機関は、公表日時点で達成済み

- 注 1 1、3の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 各表の②欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 6 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

〈詳細表〉(令和5年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1)概況

①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人) (注1)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤実雇用率 対前年比増 減(P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者であ る短時間 労働者 (注3)(注5)	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規 雇用分 (注6)		
民間企業 〔2.3%〕	23,407	10,825,527.5	52,752	4,362	125,785	7,362	239,332.0	23,368.0	2.21	0.07
	(23,108)	(10,651,712.5)	(51,858)	(4,332)	(115,111)	(10,633)	(228,475.5)	(21,488.5)	(2.14)	(0.05)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
・令和元年年6月2日以降に採用された者であること。
・令和元年年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 ③D欄の令和4年の数値は精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 ③F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (人)(注1)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身体 障害者 (注4)	B. 重度以 外の身体障 害者 (注4)	C. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者 (注4)	D. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者 (注4)	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times$ 0.5 (注2) (注3)	F. うち新規 雇用分 (注6)	A. 重度知的 障害者 (注4)	B. 重度以 外の知的障 害者 (注4)	C. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者 (注4)	D. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者 (注4)	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times$ 0.5 (注2) (注3)	F. うち新規 雇用分 (注6)	A. 精神障 害者 (注4)	B. 精神障 害者である 短時間労働 者 (注4)	C. Bのうち、 注5に該当 する労働者	D. 計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$ (注3)	E. うち新規 雇用分 (注6)
民間企業〔2.3%〕	239,332.0	43,764	47,089	3,581	4,016	140,206	9,555.5	8,988	28,119	781	3,346	48,549	4,184.5	43,102	7,475	7,475	50,577	9,628
	(228,475.5)	(43,171)	(47,008)	(3,517)	(4,080)	(138,907.0)	(9,340.5)	(8,687)	(26,629)	(815)	(3,390)	(46,513.0)	(4,060.5)	(37,774)	(6,863)	(3,700)	(43,055.5)	(8,087.5)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②E、③E、④Dの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 ②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④欄Bの精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③A、B欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③C、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④C欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
・令和元年年6月2日以降に採用された者であること。
・令和元年年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数(人) (注1)	③障害者の数(人)						④ 実雇用率 E÷② ×100(%)	⑤実雇用 率対前年 比増減(P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者である短時 間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5 (注2)	F. うち新規 雇用分 (注6)		
規模計	23,407	10,825,527.5	52,752	4,362	125,785	7,362	239,332.0	23,368.0	2.21	0.07
	(23,108)	(10,651,712.5)	(51,858)	(4,332)	(115,111)	(10,633)	(228,475.5)	(21,488.5)	(2.14)	(0.05)
43.5～ 100人未満	10,340	679,642.5	1,215	187	3,230	346	6,020.0	772.5	0.89	0.02
	(10,249)	(671,277.0)	(1,196)	(233)	(2,900)	(632)	(5,841.0)	(672.5)	(0.87)	(0.01)
100～ 300人未満	8,033	1,295,589.5	3,959	568	10,176	854	19,089.0	2,684.5	1.47	0.06
	(7,912)	(1,276,345.5)	(3,841)	(547)	(9,106)	(1,266)	(17,968.0)	(2,320.5)	(1.41)	(0.04)
300～ 500人未満	1,871	688,099.0	2,853	340	6,793	445	13,061.5	1,632.0	1.90	0.09
	(1,837)	(676,474.0)	(2,787)	(339)	(5,980)	(641)	(12,213.5)	(1,476.5)	(1.81)	(0.05)
500～ 1,000人未満	1,564	1,044,742.5	4,966	479	11,739	617	22,458.5	2,650.5	2.15	0.07
	(1,535)	(1,021,962.5)	(4,833)	(454)	(10,685)	(949)	(21,279.5)	(2,648.0)	(2.08)	(0.08)
1,000人以上	1,599	7,117,454.0	39,759	2,788	93,847	5,100	178,703.0	15,628.5	2.51	0.07
	(1,575)	(7,005,653.5)	(39,201)	(2,759)	(86,440)	(7,145)	(171,173.5)	(14,371.0)	(2.44)	(0.06)

注1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の 数(人)(注 1)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身 体障害者 (注4)	B. 重度 以外の身 体障害者 (注4)	C. 重度 身体障害 者である 短時間労働 者 (注4)	D. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者 (注4)	E. 計 A×2+B +C+D× 0.5 (注2) (注3)	F. うち新 規雇用分 (注6)	A. 重度知 的障害者 (注4)	B. 重度 以外の知 的障害者 (注4)	C. 重度 知的障害 者である 短時間労働 者 (注4)	D. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 労働者 (注4)	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5 (注2) (注3)	F. うち新 規雇用分 (注6)	A. 精神障 害者 (注4)	B. 精神障 害者である 短時間労働 者 (注4)	C. Bのう ち、 注5に該当 する労働 者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C (注3)	E. うち新 規雇用分 (注6)
規模計	239,332.0	43,764	47,089	3,581	4,016	140,206.0	9,555.5	8,988	28,119	781	3,346	48,549.0	4,184.5	43,102	7,475	7,475	50,577.0	9,628.0
	(228,475.5)	(43,171)	(47,008)	(3,517)	(4,080)	(138,907.0)	(9,340.5)	(8,687)	(26,629)	(815)	(3,390)	(46,513.0)	(4,060.5)	(37,774)	(6,863)	(3,700)	(43,055.5)	(8,087.5)
43.5～ 100人未満	6,020.0	1,121	1,553	152	195	4,044.5		94	383	35	151	681.5		845	449	449	1,294.0	
	(5,841.0)	(1,112)	(1,540)	(172)	(208)	(4,040.0)		(84)	(370)	(61)	(170)	(684.0)		(729)	(515)	(261)	(1,117.0)	
100～ 300人未満	19,089.0	3,537	4,238	488	545	12,072.5		422	1,574	80	309	2,652.5		3,440	924	924	4,364.0	
	(17,968.0)	(3,403)	(4,120)	(461)	(555)	(11,664.5)		(438)	(1,518)	(86)	(311)	(2,635.5)		(3,010)	(858)	(458)	(3,668.0)	
300～ 500人未満	13,061.5	2,444	2,681	270	259	7,968.5		409	1,151	70	186	2,132.0		2,480	481	481	2,961.0	
	(12,213.5)	(2,388)	(2,585)	(270)	(246)	(7,754.0)		(399)	(1,056)	(69)	(177)	(2,011.5)		(2,120)	(437)	(219)	(2,448.0)	
500～ 1,000人未満	22,458.5	4,259	4,314	364	360	13,376.0		707	2,112	115	257	3,769.5		4,520	793	793	5,313.0	
	(21,279.5)	(4,198)	(4,302)	(346)	(388)	(13,238.0)		(635)	(2,021)	(108)	(263)	(3,530.5)		(3,954)	(706)	(408)	(4,511.0)	
1,000人以上	178,703.0	32,403	34,303	2,307	2,657	102,744.5		7,356	22,899	481	2,443	39,313.5		31,817	4,828	4,828	36,645.0	
	(171,173.5)	(32,070)	(34,461)	(2,268)	(2,683)	(102,210.5)		(7,131)	(21,664)	(491)	(2,469)	(37,651.5)		(27,961)	(4,347)	(2,354)	(31,311.5)	

注1(1)②の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる労 働者数(人) (注1)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤実雇用率 対前年比増減 (P)
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者である短時 間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5 (注2)	F. うち新規 雇用分 (注6)		
産業計	23,407 (23,108)	10,825,527.5 (10,651,712.5)	52,752 (51,858)	4,362 (4,332)	125,785 (115,111)	7,362 (10,633)	239,332.0 (228,475.5)	23,368.0 (21,488.5)	2.21 (2.14)	0.07 (0.05)
農・林・漁業	14 (17)	5,987.0 (9,326.0)	20 (37)	1 (0)	81 (120)	0 (3)	122.0 (195.5)	10.0 (26.5)	2.04 (2.10)	▲ 0.06 (0.05)
鉱業、採石業、 砂利採取業	9 (10)	4,616.0 (4,793.5)	22 (25)	1 (1)	71 (69)	1 (1)	116.5 (120.5)	9.5 (17.0)	2.52 (2.51)	0.01 (0.16)
建設業	1,022 (1,016)	356,279.0 (355,273.5)	2,000 (1,956)	83 (75)	3,526 (3,377)	94 (149)	7,656.0 (7,438.5)	547.0 (524.0)	2.15 (2.09)	0.06 (0.08)
製造業	3,211 (3,268)	2,176,538.0 (2,211,095.0)	12,991 (13,147)	342 (336)	23,720 (23,063)	373 (572)	50,230.5 (49,979.0)	3,047.0 (3,151.0)	2.31 (2.26)	0.05 (0.05)
食料品・たばこ	349 (363)	232,901.0 (236,246.0)	1,119 (1,109)	69 (73)	3,255 (3,230)	115 (158)	5,619.5 (5,600.0)	320.0 (377.0)	2.41 (2.37)	0.04 (0.02)
繊維工業	40 (41)	16,306.0 (18,175.0)	83 (92)	3 (4)	180 (202)	4 (12)	351.0 (396.0)	49.0 (37.5)	2.15 (2.18)	▲ 0.03 (0.04)
木材・家具	24 (29)	8,226.0 (9,055.0)	48 (45)	2 (0)	83 (93)	1 (2)	181.5 (184.0)	32.0 (28.5)	2.21 (2.03)	0.18 (0.41)
パルプ・紙・印刷	407 (411)	133,632.0 (139,675.5)	703 (789)	26 (22)	1,487 (1,462)	22 (38)	2,930.0 (3,081.0)	188.5 (191.0)	2.19 (2.21)	▲ 0.02 (0.08)
化学工業	506 (523)	386,535.5 (400,998.0)	2,303 (2,390)	72 (71)	4,213 (4,178)	55 (89)	8,918.5 (9,073.5)	584.5 (530.5)	2.31 (2.26)	0.05 (0.04)
窯業・土石	78 (77)	38,588.5 (35,613.5)	215 (202)	10 (5)	372 (340)	10 (12)	817.0 (755.0)	53.0 (55.5)	2.12 (2.12)	0.00 (0.06)
鉄鋼	57 (61)	68,511.5 (70,365.5)	420 (437)	9 (15)	778 (762)	11 (17)	1,632.5 (1,659.5)	52.5 (56.5)	2.38 (2.36)	0.02 (0.16)
非鉄金属	75 (77)	50,057.5 (50,370.0)	289 (292)	7 (8)	544 (530)	12 (15)	1,135.0 (1,129.5)	103.5 (75.0)	2.27 (2.24)	0.03 (0.03)
金属製品	259 (248)	85,411.5 (82,291.0)	470 (434)	10 (14)	878 (817)	19 (26)	1,837.5 (1,712.0)	133.0 (90.0)	2.15 (2.08)	0.07 (0.03)
電気機械	366 (354)	524,289.0 (501,723.5)	3,641 (3,449)	55 (55)	5,315 (4,956)	41 (63)	12,672.5 (11,940.5)	614.5 (812.5)	2.42 (2.38)	0.04 (0.06)
その他機械	501 (514)	419,876.0 (433,964.5)	2,567 (2,652)	50 (35)	4,380 (4,207)	46 (74)	9,587.0 (9,583.0)	617.0 (639.0)	2.28 (2.21)	0.07 (0.01)
その他	549 (570)	212,203.5 (232,617.5)	1,133 (1,256)	29 (34)	2,235 (2,286)	37 (66)	4,548.5 (4,865.0)	299.5 (258.0)	2.14 (2.09)	0.05 (0.05)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	66 (73)	71,441.5 (72,563.0)	437 (431)	22 (23)	787 (757)	10 (22)	1,688.0 (1,653.0)	93.0 (110.0)	2.36 (2.28)	0.08 (0.02)
情報通信業	3,963 (3,847)	1,256,837.0 (1,232,300.5)	5,758 (5,668)	203 (182)	12,351 (11,315)	192 (332)	24,166.0 (22,999.0)	2,986.5 (2,953.0)	1.92 (1.87)	0.05 (0.06)
運輸業、郵便業	1,299 (1,314)	551,100.0 (557,603.0)	2,907 (2,859)	210 (254)	7,029 (6,682)	405 (521)	13,255.5 (12,914.5)	924.0 (995.5)	2.41 (2.32)	0.09 (0.07)
卸売業、小売業	4,096 (4,063)	1,441,057.0 (1,408,505.5)	5,818 (5,609)	697 (686)	17,659 (15,637)	1,410 (2,242)	30,697.0 (28,662.0)	3,063.0 (2,566.0)	2.13 (2.03)	0.10 (0.05)
金融業、保険業	577 (580)	618,114.5 (628,039.5)	3,593 (3,689)	82 (78)	7,260 (7,027)	110 (137)	14,583.0 (14,551.5)	1,075.0 (1,018.0)	2.36 (2.32)	0.04 (0.06)
不動産業、物品賃貸業	738 (715)	254,882.0 (239,764.0)	1,111 (1,026)	94 (98)	2,708 (2,310)	130 (148)	5,089.0 (4,534.0)	661.5 (494.5)	2.00 (1.89)	0.11 (0.01)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,628 (1,509)	825,376.5 (791,233.5)	3,711 (3,606)	361 (349)	10,547 (9,759)	670 (880)	18,665.0 (17,760.0)	1,884.5 (1,977.0)	2.26 (2.24)	0.02 (0.06)
宿泊業、 飲食サービス業	698 (681)	316,315.5 (313,907.0)	1,181 (1,220)	357 (379)	3,735 (3,388)	803 (986)	6,855.5 (6,700.0)	689.0 (607.5)	2.17 (2.13)	0.04 (0.02)
生活関連サービス業、 娯楽業	590 (598)	155,999.0 (158,912.0)	570 (586)	108 (108)	1,794 (1,645)	221 (306)	3,152.5 (3,078.0)	359.5 (242.0)	2.02 (1.94)	0.08 (0.07)
教育・学習支援業	540 (531)	186,430.5 (183,928.0)	760 (761)	78 (77)	1,793 (1,658)	85 (126)	3,433.5 (3,320.0)	454.0 (375.5)	1.84 (1.81)	0.03 (0.08)
医療、福祉	1,572 (1,547)	500,082.0 (486,402.5)	2,070 (1,961)	512 (497)	6,695 (5,740)	878 (1,443)	11,786.0 (10,880.5)	1,505.5 (1,431.5)	2.36 (2.24)	0.12 (0.04)
複合サービス業	58 (57)	22,139.0 (21,544.0)	97 (88)	16 (13)	285 (239)	16 (26)	503.0 (441.0)	62.0 (52.5)	2.27 (2.05)	0.22 (0.02)
サービス業	3,326 (3,282)	2,082,333.0 (1,976,522.0)	9,706 (9,189)	1,195 (1,176)	25,744 (22,325)	1,964 (2,739)	47,333.0 (43,248.5)	5,997.0 (4,947.0)	2.27 (2.19)	0.08 (0.08)

注1(1)①の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。

※平成21年より新産業分類で集計。

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数(人) (注1)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者 (注4)	B. 重度以外の身体障害者 (注4)	C. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2) (注3)	A. 重度知的障害者 (注4)	B. 重度以外の知的障害者 (注4)	C. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2) (注3)	A. 精神障害者 (注4)	B. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	C. Bのうち、注5に該当する労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5+C (注3)
産業計	239,332.0	43,764	47,089	3,581	4,016	140,206.0	8,988	28,119	781	3,346	48,549.0	43,102	7,475	7,475	50,577.0
	(228,475.5)	(43,171)	(47,008)	(3,517)	(4,080)	(138,907.0)	(8,687)	(26,629)	(815)	(3,390)	(46,513.0)	(37,774)	(6,863)	(3,700)	(43,055.5)
農・林・漁業	122.0	18	34	1	0	71.0	2	23	0	0	27.0	23	1	1	24.0
	(195.5)	(37)	(54)	(0)	(1)	(128.5)	(0)	(25)	(0)	(0)	(25.0)	(41)	(2)	(0)	(42.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	116.5	21	53	1	0	96.0	1	0	0	1	2.5	17	1	1	18.0
	(120.5)	(24)	(53)	(1)	(1)	(102.5)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3.0)	(14)	(1)	(1)	(15.0)
建設業	7,656.0	1,897	1,878	76	80	5,788.0	103	282	7	14	502.0	1,216	150	150	1,366.0
	(7,438.5)	(1,853)	(1,874)	(70)	(78)	(5,689.0)	(103)	(280)	(5)	(17)	(499.5)	(1,122)	(155)	(101)	(1,250.0)
製造業	50,230.5	10,732	10,628	288	212	32,486.0	2,259	6,526	54	161	11,178.5	6,188	378	378	6,566.0
	(49,979.0)	(10,841)	(10,836)	(290)	(234)	(32,925.0)	(2,306)	(6,441)	(46)	(162)	(11,180.0)	(5,585)	(377)	(201)	(5,874.0)
食料品・たばこ	5,619.5	839	1,167	51	43	2,917.5	280	1,397	18	72	2,011.0	605	86	86	691.0
繊維工業	351.0	76	91	3	3	247.5	7	33	0	1	47.5	53	3	3	56.0
木材・家具	181.5	46	25	2	1	119.5	2	15	0	0	19.0	40	3	3	43.0
パルプ・紙・印刷	2,930.0	630	684	22	10	1,971.0	73	305	4	12	461.0	466	32	32	498.0
化学工業	8,918.5	1,925	2,019	58	43	5,948.5	378	947	14	12	1,723.0	1,177	70	70	1,247.0
窯業・土石	817.0	161	154	8	4	486.0	54	132	2	6	245.0	81	5	5	86.0
鉄鋼	1,632.5	330	373	9	11	1,047.5	90	189	0	0	369.0	214	2	2	216.0
非鉄金属	1,135.0	185	235	6	10	616.0	104	157	1	2	367.0	137	15	15	152.0
金属製品	1,837.5	381	357	9	10	1,133.0	89	232	1	9	415.5	274	15	15	289.0
電気機械	12,672.5	3,098	2,581	48	26	8,838.0	543	1,378	7	15	2,478.5	1,309	47	47	1,356.0
その他機械	9,587.0	2,179	1,985	47	31	6,405.5	388	1,130	3	15	1,916.5	1,209	56	56	1,265.0
その他	4,548.5	882	957	25	20	2,756.0	251	611	4	17	1,125.5	623	44	44	667.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1,688.0	384	451	20	9	1,243.5	53	129	2	1	237.5	192	15	15	207.0
情報通信業	24,166.0	5,274	4,880	192	149	15,694.5	484	953	11	43	1,953.5	6,076	442	442	6,518.0
運輸業、郵便業	13,255.5	2,399	3,014	173	238	8,104.0	508	1,955	37	167	3,091.5	1,792	268	268	2,060.0
卸売業、小売業	30,697.0	4,591	5,101	541	639	15,143.5	1,227	5,374	156	771	8,369.5	5,568	1,616	1,616	7,184.0
金融業、保険業	14,583.0	3,337	3,991	79	106	10,797.0	256	770	3	4	1,287.0	2,425	74	74	2,499.0
不動産業、物品賃貸業	5,089.0	1,006	1,181	87	101	3,330.5	105	349	7	29	580.5	1,053	125	125	1,178.0
学術研究、専門・技術サービス業	18,665.0	3,001	3,369	288	290	9,804.0	710	2,734	73	380	4,417.0	3,782	662	662	4,444.0
宿泊業、飲食サービス業	6,855.5	676	824	234	291	2,555.5	505	1,752	123	512	3,141.0	752	407	407	1,159.0
生活関連サービス業、娯楽業	3,152.5	395	481	81	122	1,413.0	175	608	27	99	1,034.5	524	181	181	705.0
教育・学習支援業	3,433.5	654	643	74	67	2,058.5	106	224	4	18	449.0	706	220	220	926.0
医療、福祉	11,786.0	1,731	2,223	391	394	6,273.0	339	1,347	121	484	2,388.0	1,947	1,178	1,178	3,125.0
複合サービス業	503.0	84	98	8	7	277.5	13	66	8	9	104.5	89	32	32	121.0
サービス業	47,333.0	7,564	8,240	1,047	1,311	25,070.5	2,142	5,027	148	653	9,785.5	10,752	1,725	1,725	12,477.0
	(43,248.5)	(7,120)	(7,998)	(1,016)	(1,350)	(23,929.0)	(2,069)	(4,528)	(160)	(696)	(9,174.0)	(9,055)	(1,437)	(744)	(10,145.5)

注1(1)②の表と同じ
 ※産業計はその他分類不能の産業を含む。
 ※平成21年より新産業分類で集計。

(4)民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	企業数	雇用率の基礎となる労働者数	対前年増減	障害者雇用数	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減(p)	法定雇用率
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	1.5%
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	↓
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	
10	12,257	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	↓
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	1.8%
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	▲ 146,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
23	15,798	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲ 0.02	
24	16,062	8,544,360.0	132,832.0	141,453.5	5,984.5	1.66	0.05	↓
25	17,626	8,696,239.5	151,879.5	149,245.0	7,791.5	1.72	0.06	2.0%
26	17,827	8,907,252.0	211,012.5	157,884.5	8,639.5	1.77	0.05	
27	18,013	9,149,212.0	241,960.0	165,978.0	8,093.5	1.81	0.04	
28	18,640	9,409,842.5	260,630.5	173,570.0	7,592.0	1.84	0.03	
29	18,901	9,644,448.0	234,605.5	180,965.0	7,395.0	1.88	0.04	↓
30	20,843	9,967,709.5	323,261.5	193,794.0	12,829.0	1.94	0.06	2.2%
令和元年	21,184	10,204,603.0	236,893.5	204,464.5	10,670.5	2.00	0.06	
2年	21,680	10,351,904.0	147,301.0	211,492.0	7,027.5	2.04	0.04	↓
3年	22,585	10,506,667.5	154,763.5	219,531.5	8,039.5	2.09	0.05	2.3%
4年	23,108	10,651,712.5	145,045.0	228,475.5	8,944.0	2.14	0.05	
5年	23,407	10,825,527.5	173,815.0	239,332.0	10,856.5	2.21	0.07	↓

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- 平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。
- 平成23年～ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。
- 平成30年～ 精神障害者である短時間労働者のうち次の条件を満たす者について0.5カウントを1カウントとする算定特例が加わった。
- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者
- ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用されたもので、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者
- 令和5年～ 精神障害者である短時間労働者については、すべて0.5カウントを1カウントとする算定特例を当分の間、継続することとなった。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③ 障害者の数 が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	15,350 (100.0%)	8,855 (57.7%)	3,626 (23.6%)	1,398 (9.1%)	808 (5.3%)	569 (3.7%)	79 (0.5%)	14 (0.1%)	1 (0.0%)	8,735 (56.9%)
43.5-100人未満	7,517 (100.0%)	6,723 (89.4%)	794 (10.6%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	7,195 (95.7%)
100-300人未満	5,204 (100.0%)	1,626 (31.2%)	2,307 (44.3%)	867 (16.7%)	321 (6.2%)	83 (1.6%)	— —	— —	— —	1,530 (29.4%)
300-500人未満	1,205 (100.0%)	232 (19.3%)	258 (21.4%)	288 (23.9%)	255 (21.2%)	170 (14.1%)	2 (0.2%)	— —	— —	9 (0.7%)
500-1,000人未満	881 (100.0%)	173 (19.6%)	185 (21.0%)	172 (19.5%)	159 (18.0%)	175 (19.9%)	17 (1.9%)	— —	— —	1 (0.1%)
1,000人以上	543 (100.0%)	101 (18.6%)	82 (15.1%)	71 (13.1%)	73 (13.4%)	141 (26.0%)	60 (11.0%)	14 (2.6%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 5,786	人 12,214	人 1,104	人 42,543	人 29,153	人 90,800
	(5,585)	(12,191)	(1,079)	(42,846)	(28,901)	(90,602)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	人 158	人 196	人 33	人 1,057	人 1,022	人 2,466
	(158)	(218)	(38)	(1,064)	(1,057)	(2,535)
100～ 300人未満	人 485	人 683	人 85	人 3,171	人 2,867	人 7,291
	(440)	(681)	(80)	(3,231)	(2,776)	(7,208)
300～ 500人未満	人 349	人 509	人 53	人 2,160	人 1,789	人 4,860
	(325)	(488)	(55)	(2,119)	(1,768)	(4,755)
500～ 1000人未満	人 632	人 1,000	人 102	人 3,569	人 2,916	人 8,219
	(616)	(960)	(111)	(3,530)	(2,894)	(8,111)
1,000人以上	人 4,162	人 9,826	人 831	人 32,586	人 20,559	人 67,964
	(4,046)	(9,844)	(795)	(32,902)	(20,406)	(67,993)

注 1(8)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

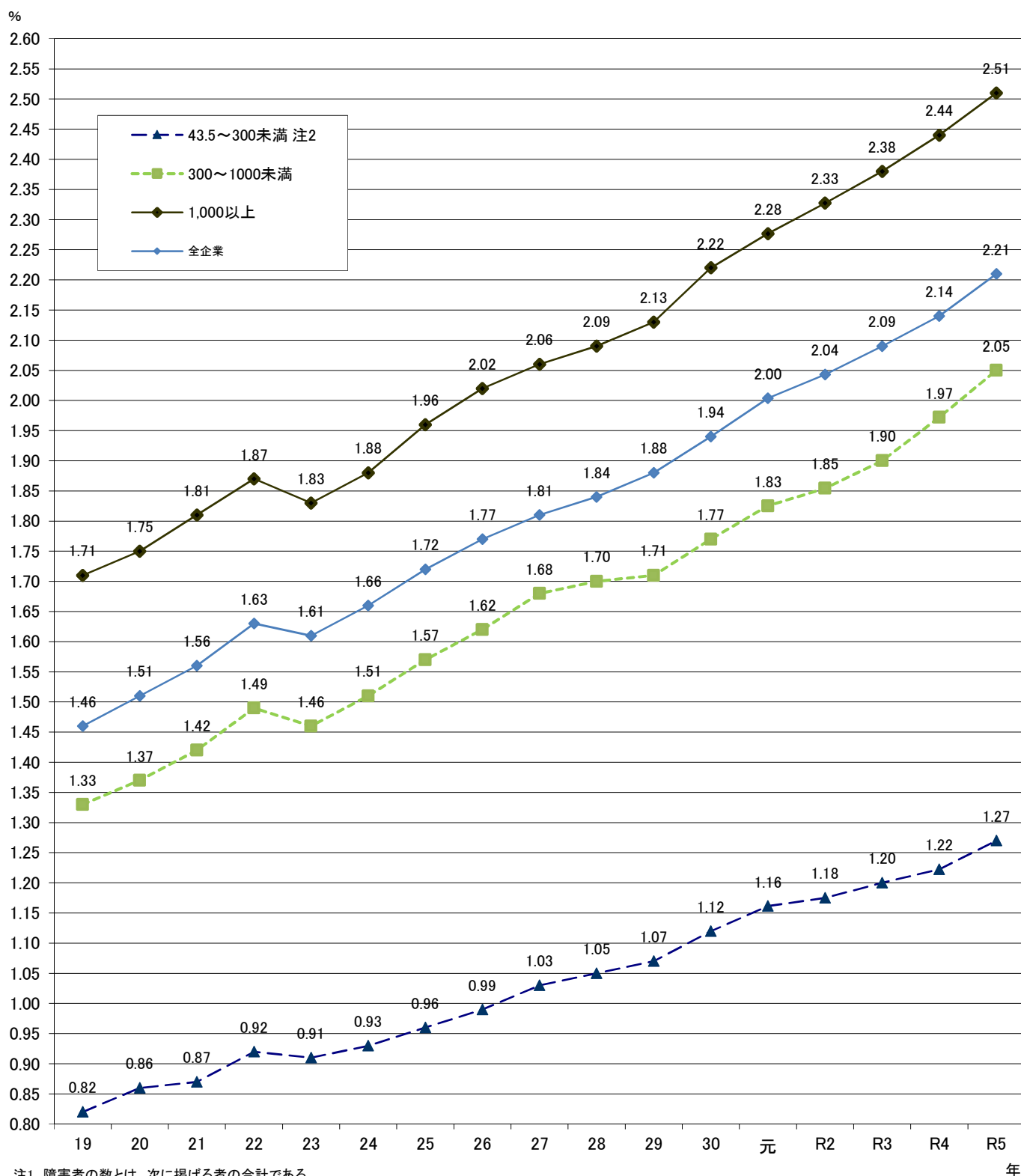
区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 2	人 3	人 1	人 23	人 18	人 47
	(8)	(8)	(1)	(32)	(33)	(82)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 3	人 12	人 1	人 39	人 19	人 74
	(4)	(12)	(0)	(33)	(14)	(63)
建設業	人 177	人 382	人 53	人 1,662	人 1,454	人 3,728
	(152)	(343)	(55)	(1,673)	(1,438)	(3,661)
製造業	人 991	人 3,722	人 243	人 9,397	人 6,289	人 20,642
	(1,002)	(3,860)	(251)	(9,729)	(6,244)	(21,086)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	人 46	人 70	人 6	人 412	人 259	人 793
	(50)	(76)	(12)	(418)	(249)	(805)
情報通信業	人 896	人 1,203	人 99	人 4,506	人 3,048	人 9,752
	(888)	(1,211)	(94)	(4,585)	(3,051)	(9,829)
運輸業、郵便業	人 211	人 591	人 78	人 2,301	人 1,884	人 5,065
	(182)	(591)	(74)	(2,309)	(1,836)	(4,992)
卸売業、小売業	人 638	人 1,213	人 132	人 4,329	人 3,344	人 9,656
	(595)	(1,197)	(113)	(4,170)	(3,244)	(9,319)
金融業、保険業	人 439	人 1,375	人 59	人 3,557	人 1,677	人 7,107
	(445)	(1,382)	(63)	(3,682)	(1,706)	(7,278)
不動産業、物品賃貸業	人 148	人 181	人 26	人 1,060	人 839	人 2,254
	(126)	(169)	(30)	(983)	(787)	(2,095)
学術研究、 専門・技術サービス業	人 470	人 849	人 56	人 3,238	人 1,928	人 6,541
	(477)	(834)	(63)	(3,304)	(1,918)	(6,596)
宿泊業、 飲食サービス業	人 96	人 291	人 40	人 714	人 638	人 1,779
	(99)	(270)	(35)	(736)	(653)	(1,793)
生活関連サービス業、 娯楽業	人 79	人 144	人 24	人 445	人 283	人 975
	(84)	(173)	(12)	(455)	(280)	(1,004)
教育、学習支援業	人 112	人 117	人 17	人 629	人 453	人 1,328
	(108)	(120)	(19)	(621)	(477)	(1,345)
医療、福祉	人 532	人 340	人 66	人 2,051	人 1,351	人 4,340
	(493)	(329)	(65)	(1,956)	(1,327)	(4,170)
複合サービス事業	人 15	人 13	人 5	人 91	人 66	人 190
	(10)	(11)	(3)	(91)	(63)	(178)
サービス業	人 931	人 1,708	人 198	人 8,089	人 5,603	人 16,529
	(862)	(1,605)	(189)	(8,069)	(5,581)	(16,306)

注 1(8)①の表と同じ。

2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)

(1) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~

精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。

平成23年~

身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。

平成30年~

精神障害者である短時間労働者のうち次の条件を満たす者について0.5カウントを1カウントとする算定特例が加わった。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用されたもので、同日以後に精神障害保健者福祉手帳を取得した者

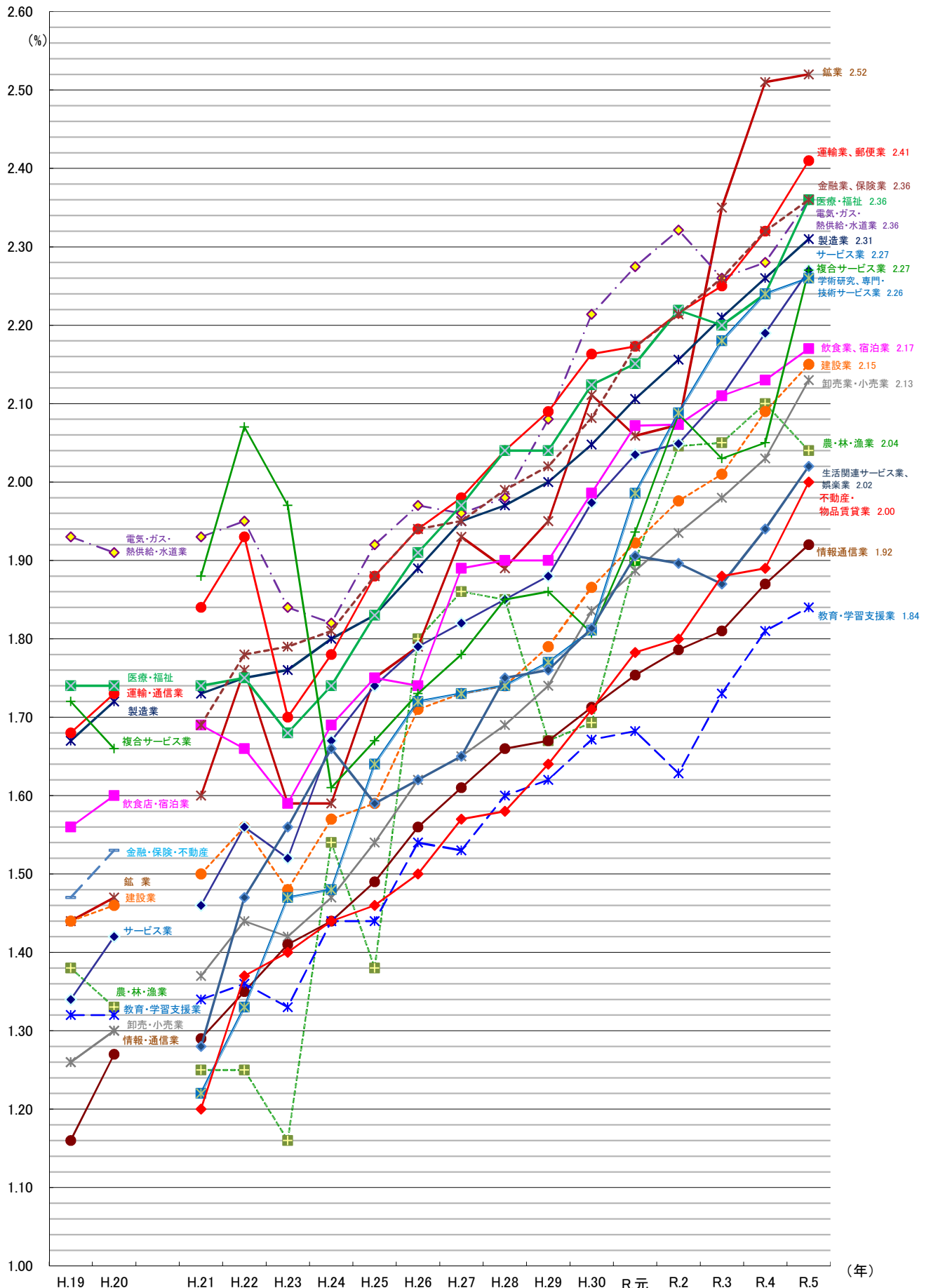
令和5年~

精神障害者である短時間労働者については、すべて0.5カウントを1カウントとする算定特例を当分の間、継続することとなった。

注2 平成24年までは「56~300人未満」、平成25年から平成29年までは「50~300人未満」、平成30年から令和2年までは「45.5~300人未満」、令和3年から「43.5~300人未満」

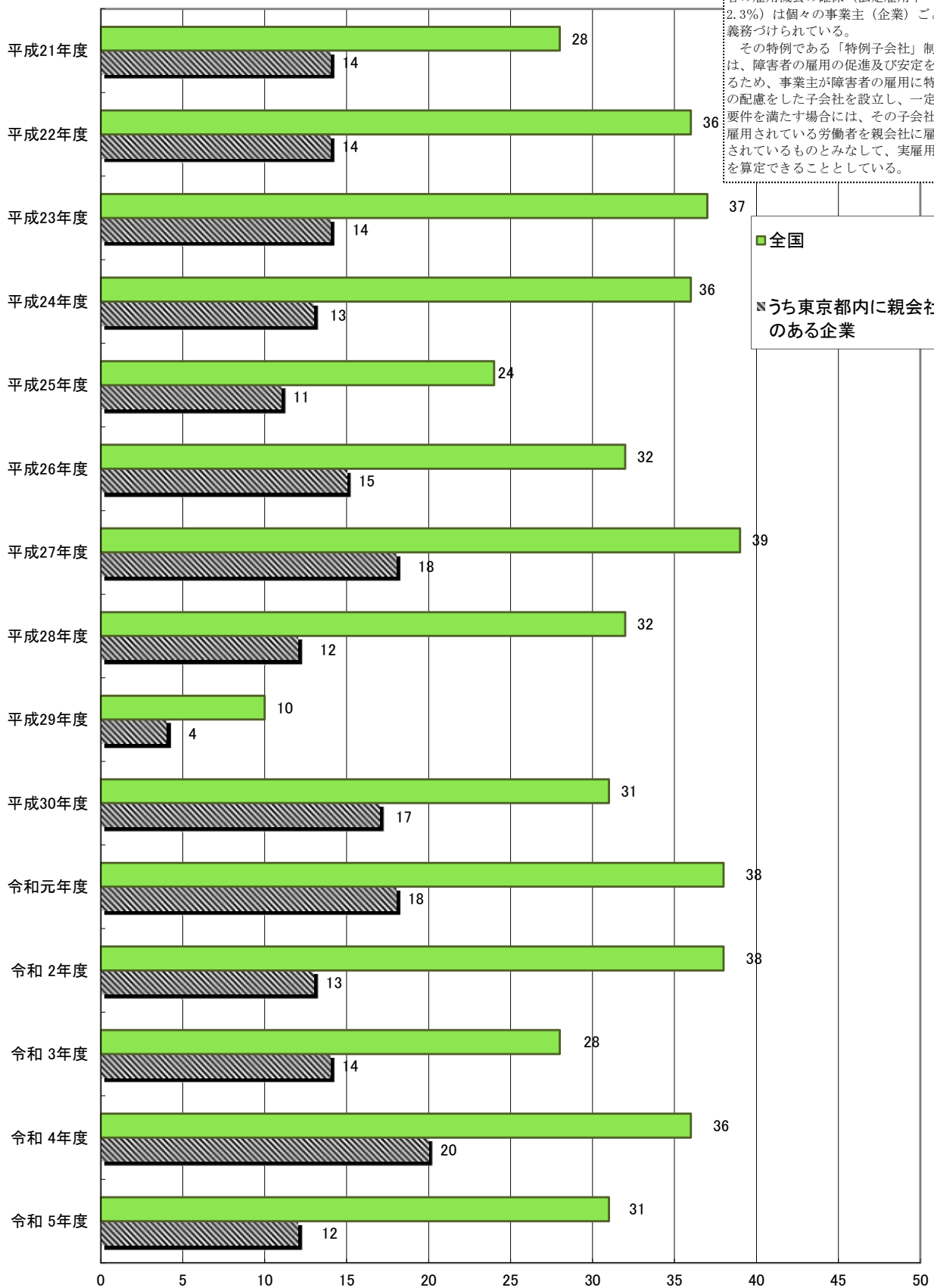
(2)産業別実雇用率

各年6月1日現在



注1 平成21年に産業分類が変更になっている。

(3)特例子会社の年度別設立件数



◎「特例子会社」制度とは
 障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.3％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
 その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

■ 全国
 ■ うち東京都内に親会社のある企業

令和5年6月1日現在の数値

※令和5年6月1日現在の特例子会社数
 全国:598社
 (うち東京都内に親会社のある企業:289社)

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体

① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎と なる職員数 (人)(注1)	③障害者の数(人)					F. うち新規 雇用分 (注6)	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者である 短時間勤務 職員(注3) (注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)				
都の機関	9	34,708.5	278	32	527	53	1,141.5	75.0	3.29	0.33	0.0
	(9)	(39,567.0)	(293)	(37)	(519)	(57)	(1,170.5)	(49.5)	(2.96)	(0.07)	(0.0)
区の機関	27	77,655.5	446	53	1,044	72	2,025.0	174.5	2.61	0.05	44.0
	(27)	(76,908.5)	(456)	(54)	(965)	(79)	(1,970.5)	(166.0)	(2.56)	(0.08)	(74.0)
市町村の機関	46	35,513.5	215	13	408	40	871.0	99.5	2.45	0.08	73.5
	(46)	(35,107.5)	(211)	(11)	(383)	(35)	(833.5)	(80.5)	(2.37)	(0.06)	(101.5)
計	82	147,877.5	939	98	1,979	165	4,037.5	349.0	2.73	0.11	117.5
	(82)	(151,583.0)	(960)	(102)	(1,867)	(171)	(3,974.5)	(296.0)	(2.62)	(0.07)	(175.5)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者も含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年5月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③E欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 9 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	①障害者の 数(人) (注1)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)						
		A. 重度身体 障害者(注4)	B. 重度以 外の身体障 害者(注4)	C. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務者(注4)	D. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)(注3)	F. うち新規 雇用分 (注6)	A. 重度知的 障害者 (注4)	B. 重度以外 の知的障 害者(注4)	C. 重度知的 障害者で ある短時間 勤務者(注4)	D. 重度以外 の知的障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注 2)(注3)	F. うち新規 雇用分 (注6)	C. 精神障 害者 (注4)	D. 精神 障害者で ある短時間 勤務者 (注4)	E. Bのうち (注5)に 該当する 職員	F. 計 C+(D- E)×0.5+E (注3)	G. うち新 規雇用分 (注6)
都の機関	1,141.5	278	312	32	44	922.0	28.0	0	25	0	9	29.5	9.0	176	14	14	190.0	38.0
	(1,170.5)	(293)	(326)	(37)	(45)	(971.5)	(20.0)	(0)	(21)	(0)	(12)	(27.0)	(11.5)	(156)	(16)	(16)	(172.0)	(18.0)
区の機関	2,025.0	441	546	49	57	1,505.5	68.0	5	26	4	15	47.5	6.5	390	82	82	472.0	100.0
	(1,970.5)	(452)	(553)	(47)	(51)	(1,529.5)	(68.5)	(4)	(22)	(7)	(18)	(46.0)	(9.0)	(336)	(64)	(54)	(395.0)	(88.5)
市町村の機関	871.0	215	254	13	27	710.5	65.5	0	9	0	13	15.5	4.0	119	26	26	145.0	30.0
	(833.5)	(211)	(256)	(11)	(23)	(700.5)	(52.0)	(0)	(6)	(0)	(11)	(11.5)	(5.0)	(102)	(20)	(19)	(121.5)	(23.5)
計	4,037.5	934	1,112	94	128	3,138.0	161.5	5	60	4	37	92.5	19.5	685	122	122	807.0	168.0
	(3,974.5)	(956)	(1,135)	(95)	(119)	(3,201.5)	(140.5)	(4)	(49)	(7)	(41)	(84.5)	(25.5)	(594)	(100)	(89)	(688.5)	(130.0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④F欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④は欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④D欄の精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のA、B欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のC、D欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④E欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】地方公共団体における障害部位別の雇用身体障害者数

地方公共団体	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由				内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうし又は器用機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	2,268	98	67	211	19	276	593	143	153	66	324	187	10	74	17	18	12

※実人数

(2) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)(注 1)	③障害者の数(人) (注2)(注3)		④実雇用率 $\frac{③}{②} \times 100(\%)$	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	49,623.0	965.5	109.0	1.95	0.11	274.5
	(1)	(49,107.0)	(904.5)	(95.5)	(1.84)	0.02	(322.5)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注3に該当する者については、1人とカウントしている。

3 ③欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 東京都の機関の状況(法定雇用率2.6%)

都の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 知事部局	22,447.0	726.0	3.23	0.0	
2 議会局	159.5	6.0	3.76	0.0	
3 人事委員会	62.5	5.0	8.00	0.0	
4 監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
5 交通局	2,063.0	90.0	4.36	0.0	
6 水道局	2,663.5	87.0	3.27	0.0	
7 下水道局	1,427.5	55.0	3.85	0.0	
8 警視庁	4,828.5	132.5	2.74	0.0	
9 東京消防庁	967.0	37.0	3.83	0.0	
東京都の機関合計	34,708.5	1,141.5	3.29	0.0	

(2) 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.6%)

区の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 千代田区	1,400.0	34.0	2.43	2.0	特例承認あり(注4)
2 中央区	1,767.5	47.0	2.66	0.0	特例承認あり(注4)
3 港区	2,280.5	62.0	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
4 新宿区	3,368.5	87.0	2.58	0.0	特例承認あり(注4)
5 文京区	2,619.0	55.5	2.12	12.5	特例承認あり(注4)
6 台東区	2,338.5	61.0	2.61	0.0	特例承認あり(注4)
7 墨田区	2,482.5	67.0	2.70	0.0	特例承認あり(注4)
8 江東区	2,880.5	73.5	2.55	0.5	特例承認あり(注4)
9 品川区	2,901.5	70.5	2.43	4.5	特例承認あり(注4)
10 目黒区	2,766.0	66.0	2.39	5.0	特例承認あり(注4)
11 大田区	5,159.0	134.5	2.61	0.0	特例承認あり(注4)
12 世田谷区	6,810.0	180.5	2.65	0.0	特例承認あり(注4)
13 渋谷区	2,369.5	62.5	2.64	0.0	特例承認あり(注4)
14 中野区	2,501.0	59.0	2.36	6.0	特例承認あり(注4)
15 杉並区	4,018.5	113.5	2.82	0.0	特例承認あり(注4)
16 豊島区	2,705.0	62.5	2.31	7.5	特例承認あり(注4)
17 北区	2,735.0	79.0	2.89	0.0	特例承認あり(注4)
18 荒川区	2,923.5	78.5	2.69	0.0	特例承認あり(注4)
19 板橋区	4,198.0	107.0	2.55	2.0	特例承認あり(注4)
20 練馬区	4,970.0	142.0	2.86	0.0	特例承認あり(注4)
21 足立区	4,915.0	124.0	2.52	3.0	特例承認あり(注4)
22 葛飾区	3,746.0	108.5	2.90	0.0	特例承認あり(注4)
23 江戸川区	4,598.0	120.0	2.61	0.0	特例承認あり(注4)
24 特別区人事・厚生事務組合	259.5	7.0	2.70	0.0	特例承認あり(注4)
25 特別区競馬組合	91.5	2.0	2.19	0.0	
26 東京23区清掃一部事務組合	779.5	21.0	2.69	0.0	
27 東京都後期高齢者医療広域連合	72.0	0.0	0.00	1.0	
区の機関の合計	77,655.5	2,025.0	2.61	44.0	

市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 八王子市	3,959.0	89.0	2.25	13.0	特例承認あり(注4)
2 立川市	1,191.5	31.0	2.60	0.0	
3 立川市教育委員会	261.5	7.0	2.68	0.0	
4 武蔵野市	1,368.0	40.5	2.96	0.0	特例承認あり(注4)
5 三鷹市	1,107.0	33.0	2.98	0.0	
6 三鷹市教育委員会	252.0	8.0	3.17	0.0	
7 青梅市	1,042.0	26.0	2.50	1.0	特例承認あり(注4)、(注6①)
8 青梅市立総合病院	575.5	15.0	2.61	0.0	
9 府中市	1,833.5	38.5	2.10	8.5	特例承認あり(注4)
10 昭島市	846.5	23.0	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
11 調布市	1,233.0	34.0	2.76	0.0	特例承認あり(注4)
12 町田市	3,303.5	76.5	2.32	8.5	特例承認あり(注4)
13 小金井市	957.5	29.0	3.03	0.0	特例承認あり(注4)
14 小平市	982.5	28.0	2.85	0.0	
15 小平市教育委員会	274.0	9.0	3.28	0.0	
16 日野市	1,763.0	32.0	1.82	13.0	特例承認あり(注4)
17 東村山市	880.5	23.0	2.61	0.0	
18 東村山市教育委員会	219.5	6.0	2.73	0.0	
19 国分寺市	959.5	26.0	2.71	0.0	特例承認あり(注4)
20 国立市	990.0	19.5	1.97	5.5	特例承認あり(注4)、(注6②)
21 福生市	452.0	13.0	2.88	0.0	特例承認あり(注4)
22 狛江市	685.0	18.0	2.63	0.0	特例承認あり(注4)
23 東大和市	720.5	17.0	2.36	1.0	特例承認あり(注4)、(注6③)
24 清瀬市	649.0	20.0	3.08	0.0	特例承認あり(注4)
25 東久留米市	925.5	26.0	2.81	0.0	特例承認あり(注4)
26 武蔵村山市	559.0	14.0	2.50	0.0	特例承認あり(注4)
27 多摩市	1,053.0	26.5	2.52	0.5	特例承認あり(注4)
28 稲城市	1,115.0	22.0	1.97	6.0	特例承認あり(注4)
29 羽村市	481.0	15.0	3.12	0.0	特例承認あり(注4)
30 あきる野市	643.5	17.0	2.64	0.0	特例承認あり(注4)
31 西東京市	1,476.5	35.0	2.37	3.0	特例承認あり(注4)
32 瑞穂町	313.5	4.0	1.28	4.0	
33 日の出町	185.5	5.0	2.70	0.0	
34 檜原村	61.0	1.0	1.64	0.0	
35 奥多摩町	91.0	2.0	2.20	0.0	
36 大島町	157.5	3.0	1.90	1.0	
37 新島村	158.5	2.0	1.26	2.0	
38 神津島村	133.5	3.0	2.25	0.0	
39 三宅村	90.5	2.0	2.21	0.0	
40 八丈町	190.0	3.0	1.58	1.0	
41 小笠原村	127.5	2.0	1.57	1.0	
42 福生病院企業団	272.0	5.0	1.84	2.0	
43 阿伎留病院企業団	269.5	6.5	2.41	0.5	(注6④)
44 昭和病院企業団	608.5	14.0	2.30	1.0	
45 町立八丈病院	41.0	0.0	0.00	1.0	
46 東京市町村総合事務組合	54.5	1.0	1.83	0.0	
市町村の機関の合計	35,513.5	871.0	2.45	73.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントをしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 (注4)の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
千代田区	千代田区教育委員会			
中央区	中央区教育委員会			
港区	港区教育委員会			
新宿区	新宿区教育委員会			
文京区	文京区教育委員会	文京区議会	文京区監査委員	文京区選挙管理委員会
台東区	台東区教育委員会	台東区議会	台東区監査委員	台東区選挙管理委員会
墨田区	墨田区教育委員会			
江東区	江東区教育委員会	江東区議会	江東区監査委員	江東区選挙管理委員会
品川区	品川区教育委員会	品川区議会	品川区監査委員	品川区選挙管理委員会
目黒区	目黒区教育委員会			
大田区	大田区教育委員会			
世田谷区	世田谷区教育委員会	世田谷区議会	世田谷区監査委員	世田谷区選挙管理委員会
渋谷区	渋谷区教育委員会	渋谷区議会事務局	渋谷区監査委員事務局	渋谷区選挙管理委員会事務局
中野区	中野区教育委員会			
杉並区	杉並区教育委員会			
豊島区	豊島区教育委員会			
北区	北区教育委員会			
荒川区	荒川区教育委員会	荒川区監査委員		
板橋区	板橋区教育委員会			
練馬区	練馬区教育委員会			
足立区	足立区教育委員会	足立区選挙管理委員会事務局	足立区監査事務局	足立区議会事務局
葛飾区	葛飾区教育委員会			
江戸川区	江戸川区教育委員会			
特別区人事・厚生事務組合	特別区人事委員会			
八王子市	八王子市教育委員会			
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部		
青梅市	青梅市教育委員会			
府中市	府中市教育委員会			
昭島市	昭島市教育委員会			
調布市	調布市教育委員会			
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院		
小金井市	小金井市教育委員会			
日野市	日野市教育委員会	日野市立病院		
国分寺市	国分寺市教育委員会			
国立市	国立市教育委員会			
福生市	福生市教育委員会			
狛江市	狛江市教育委員会			
東大和市	東大和市教育委員会			
清瀬市	清瀬市教育委員会			
東久留米市	東久留米市教育委員会			
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会			
多摩市	多摩市教育委員会			
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院		
羽村市	羽村市教育委員会			
あきる野市	あきる野市教育委員会			
西東京市	西東京市教育委員会			

- 注5 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。
- 注6 ①青梅市においては9月8日時点において、障害者の数27.0人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
②国立市においては11月30日時点において、障害者の数25.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。
③東大和市においては10月1日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.84%、不足数0.0人となっている。
④阿伎留病院企業団においては10月1日時点において、障害者の数8.5人、実雇用率3.11%、不足数0.0人となっている。
- 注7 この集計結果は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

5 独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1) 概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人) (注1)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者 (注3)(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規 雇用分 (注6)		
独立行政法人等 〔2.6%〕	74	187,658.5	1,143.0	99.0	2,765.0	143	5,221.5	629.5	2.78	0.02
	(73)	(177,957.5)	(1,102)	(93)	(2,522)	(191)	(4,914.5)	(556.5)	(2.76)	(0.03)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 注3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
・令和元年6月2日以降に採用された者であること。
・令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注5 ③D欄の令和4年の数値は精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 注6 ③F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 注8 (1)の表には、(2)の地方独立行政法人等の各機関を含んでいる。

(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人) (注1)	②障害者数 (人) (注2)	③実雇用率 (%)	④不足数 (注3)	備考
1 東京都住宅供給公社	1,334.5	35.5	2.66	0.0	
2 東京都健康長寿医療センター	926.5	27.0	2.91	0.0	
3 東京都立産業技術研究センター	397.0	11.0	2.77	0.0	
4 東京都公立大学法人	1,071.5	31.0	2.89	0.0	
5 東京都立病院機構	8,968.0	154.5	1.72	78.5	
地方独立行政法人等の合計	12,697.5	259.0	2.04	78.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。ただし、短時間職員である精神障害者については1人を1カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 区市町村土地開発公社については、労働者数がいずれも38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数(地方独立行政法人等含む)

※実人員

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
	2,475	158	238	38	1,301	740

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年12月26日(火)

担 当	職業安定部	職業安定課	課長	森 貴昭
		課長代理		石川 浩幸
		地方労働市場情報官		三浦 智博
		電話(直通)		03-3512-1654
	F	A	X	03-3512-1565

東京の一般職業紹介状況 を公表します

～有効求人倍率(季節調整値)は1.77倍と、前月より0.07P 低下～

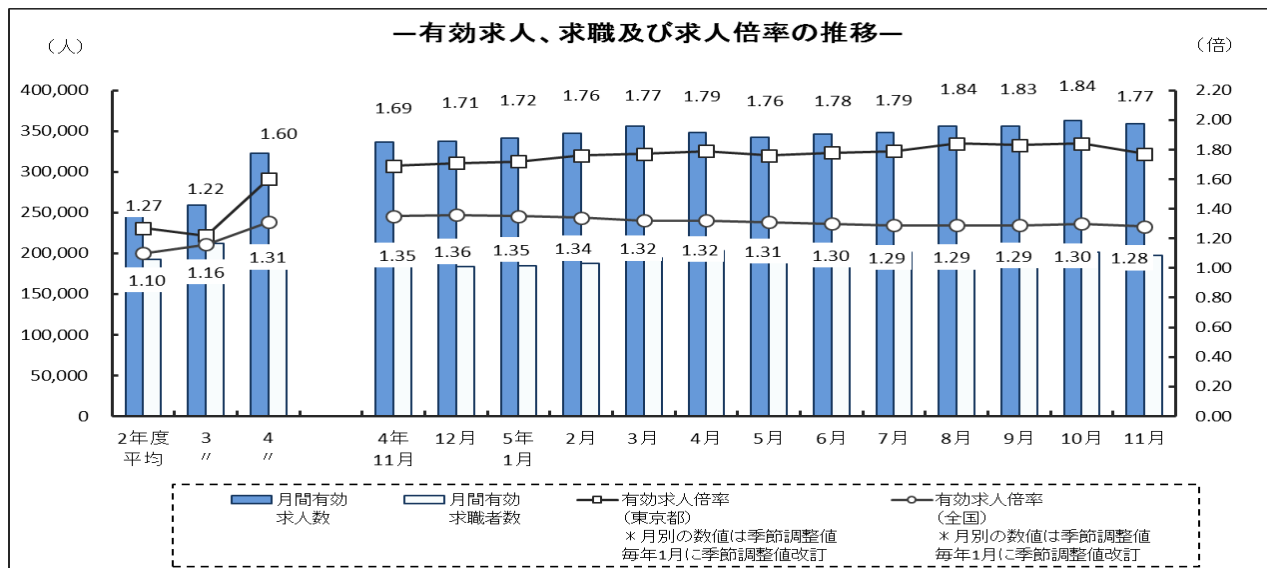
東京労働局では、令和5年11月分の「一般職業紹介状況」を取りまとめましたので公表します。「一般職業紹介状況」は、ハローワークにおける求人、求職、就職などの状況を取りまとめたもので、月末に、その前月の状況を都道府県労働局ごとに公表しています。

11月の概要:「雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.77倍で、前月より0.07P 低下した。
- 新規求人数は118,026人で、前年同月比2.2%増(+2,522人)となった。
- 新規求職者数は30,391人で、前年同月比0.8%減(-253人)となった。

1 有効求人倍率・求人・求職の状況 [P.4 参照]

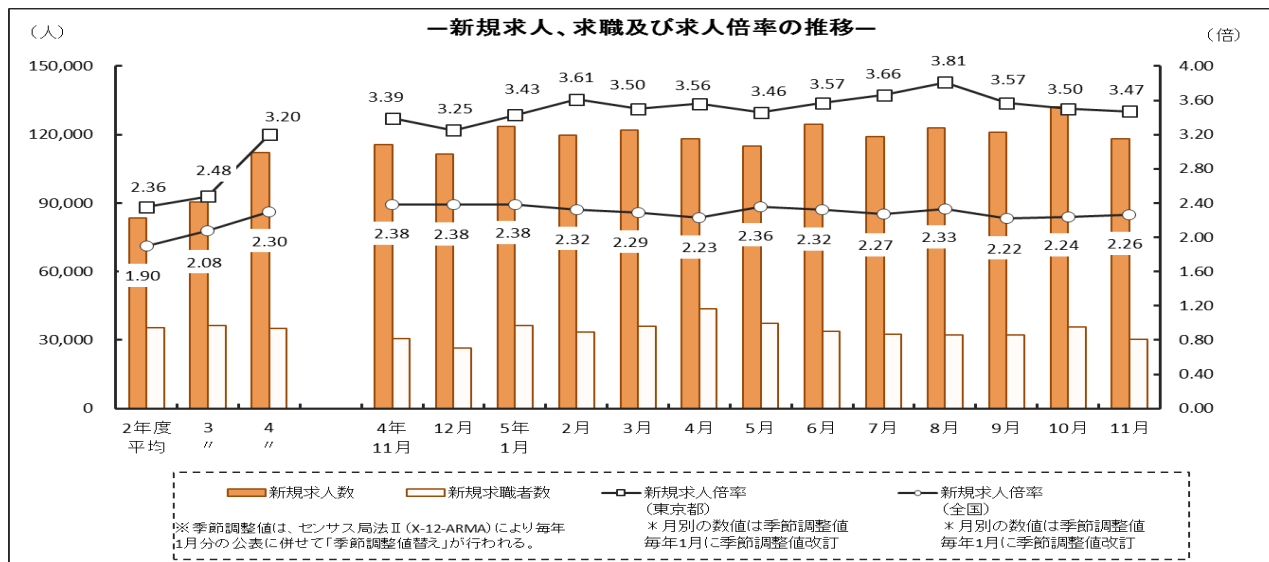
- 有効求人倍率(季節調整値)は1.77倍で、前月より0.07ポイント低下した。なお、職業別の有効求人倍率(常用)は、P.6を参照。
- 有効求人数(原数値)は359,025人(前年同月比6.8%増)で、28か月連続で前年同月を上回った。
- 有効求職者数(原数値)は197,455人(前年同月比1.6%増)で、2か月連続で前年同月を上回った。



2 新規求人倍率・求人・求職の状況 [P.4 参照]

- 新規求人倍率（季節調整値）は3.47倍で、前月より0.03ポイント低下した。
- 新規求人数（原数値）は118,026人（前年同月比2.2%増）で、26か月連続で前年同月を上回った。
 主要9産業の新規求人数（原数値）を前年同月比で見ると、サービス業（21.1%増）、情報通信業（17.5%増）、医療、福祉（5.6%増）、建設業（1.3%増）の4産業で増加した。一方、宿泊業、飲食サービス業（18.5%減）、生活関連サービス業、娯楽業（14.1%減）、製造業（7.7%減）、運輸業、郵便業（6.3%減）、卸売業、小売業（1.9%減）において減少した。[P.6 参照]
- 新規求職者数（原数値）は30,391人（前年同月比0.8%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。

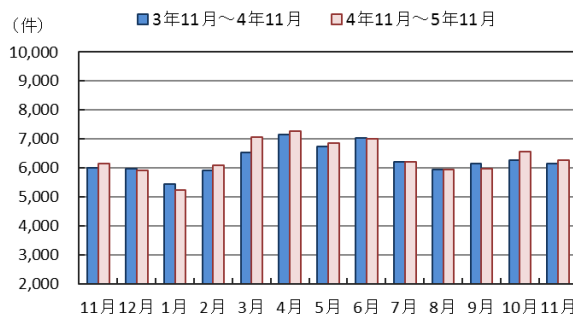
新規求職者数（一般常用）のうち、在職者は4,478人（前年同月比6.4%減）、離職者は14,174人（前年同月比0.6%増）であった。離職者のうち、事業主都合離職者は4,114人（前年同月比7.2%増）であった。また、自己都合離職者は9,210人（前年同月比1.1%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。[P.11 参照]



就職者の状況

3 就職者の状況 [P.4, 5 参照]

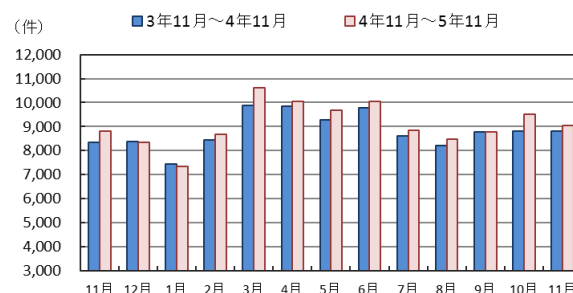
- 就職件数は6,279件で、前年同月より2.1%増となった。
 一般、パート別の状況を見ると、一般は3,023件（前年同月比2.2%増）、パートは3,256件（前年同月比2.0%増）であった。



4 求人充足の状況 [P.4, 5 参照]

- 求人充足数は9,048件で、前年同月より2.7%増となった。
 一般、パート別の状況を見ると、一般は4,518件（前年同月比1.6%増）、パートは4,530件（前年同月比3.8%増）であった。

求人充足の状況



5 正社員の職業紹介状況〔P.12 参照〕

- 正社員の有効求人数（原数値）は153,464人（前年同月比1.7%増）で、31か月連続で前年同月を上回った。一般有効求人（全数）に占める正社員有効求人数の割合は42.7%であった。
正社員有効求人倍率（原数値）は1.16倍で、前年同月より0.01ポイント低下した。
- 正社員の新規求人数（原数値）は50,006人（前年同月比0.6%増）で、29か月連続で前年同月を上回った。一般新規求人（全数）に占める正社員新規求人数の割合は42.4%であった。
- 正社員就職件数は2,213件で、前年同月より1.7%増となった。また、就職件数（全数）に占める正社員就職件数の割合は35.2%であった。

《参考資料》

- * 産業別新規求人の推移〔P.7〕
- * 主な産業別・事業所規模別新規求人状況〔P.8〕
- * 主な職業別常用有効求人求職状況〔P.9〕
- * 主な職業別常用新規求人状況〔P.10〕
- * 新規一般常用求職者の態様別推移〔P.11〕
- * 正社員の職業紹介状況〔P.12〕

～用語の解説～

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値について、特に断り書きのない場合は以下のとおりとなります。

- * **新規求人数**……………ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- * **有効求人数**……………「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- * **新規求職者数**……………ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数（オンライン登録者）の合計。
- * **有効求職者数**……………「前月から繰り越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職者数」の合計。
- * **求人倍率**…………… 求職者数に対する求人数の割合。
⇒ **新規求人倍率**: 新規求人数 ÷ 新規求職者数（新規オンライン登録者を含む）
⇒ **有効求人倍率**: 有効求人数 ÷ 有効求職者数（有効オンライン登録者を含む）
なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節の変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
⇒ **正社員有効求人倍率**: 正社員の有効求人数 ÷ パートタイムを除く常用の有効求職者数（有効オンライン登録者を含む）
ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- * **就職件数**……………都内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数と、オンライン登録者が、ハローワークインターネットサービス上から全国のハローワークで受理した求人へ自主的に応募、就職が確認された件数の合計。
- * **充足数**……………都内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービス上から自主的に応募、就職が確認された件数の合計。
- * **一般**……………以下のパートタイム以外の就業形態。
- * **パートタイム**……………一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている、通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い就業形態。
- * **常用**……………雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4か月以上の雇用期間が定められているもの。

最近の雇用失業情勢 (令和4年11月～令和5年11月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数		② 新規求人数		③ 月間有効求職者数		④ 月間有効求人数		⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	全 国		南 関 東		万人・% ⑫完全失業率
	新規求職者数	()	新規求人数	()	月間有効求職者数	()	月間有効求人数	()	全 国	東京都	全 国	東京都			⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑬完全失業率	
令和2年度	35,458 (1.2)	83,530 (▲ 29.9)	192,575 (13.6)	245,395 (▲ 29.4)	1.90 (▲ 0.45p)	2.36 (▲ 1.04p)	1.10 (▲ 0.45p)	1.27 (▲ 0.78p)	5,803 (▲ 30.9)	7,960 (▲ 30.4)	199 (36)	2.9 (0.6p)	63 (14)	63 (14)	2.9 (0.6p)	3.0 (0.7p)			
令和3年度	36,501 (2.9)	90,436 (8.3)	211,962 (10.1)	258,711 (5.4)	2.08 (0.18p)	2.48 (0.12p)	1.16 (0.06p)	1.22 (▲ 0.05p)	6,091 (5.0)	8,492 (6.7)	191 (▲ 8)	2.8 (▲ 0.1p)	64 (1)	64 (1)	2.8 (▲ 0.1p)	3.0 (0.0p)			
令和4年度	35,019 (▲ 4.1)	112,002 (23.8)	201,073 (▲ 5.1)	322,388 (24.6)	2.30 (0.22p)	3.20 (0.72p)	1.31 (0.15p)	1.60 (0.38p)	6,330 (3.9)	8,929 (5.1)	178 (▲ 13)	2.6 (▲ 0.2p)	57 (▲ 7)	57 (▲ 7)	2.6 (▲ 0.2p)	2.7 (▲ 0.3p)			
令和4年11月	30,644 (▲ 13.6)	115,504 (27.0)	194,287 (▲ 9.5)	336,185 (25.2)	2.38 (0.05p)	3.39 (0.06p)	1.35 (0.01p)	1.69 (0.04p)	6,152 (2.7)	8,810 (5.8)	165 (▲ 18)	2.5 (▲ 0.1p)	52 (▲ 8)	52 (▲ 8)	2.5 (▲ 0.1p)	2.4 (▲ 0.4p)			
12月	26,386 (▲ 9.9)	111,352 (16.8)	183,903 (▲ 11.4)	337,399 (22.0)	2.38 (0.00p)	3.25 (▲ 0.14p)	1.36 (0.01p)	1.71 (0.02p)	5,906 (▲ 1.3)	8,351 (▲ 0.5)	158 (▲ 15)	2.5 (0.0p)			2.5 (0.0p)	(全国 2.4 ▲0.2p)			
令和5年1月	36,252 (▲ 7.3)	123,459 (19.3)	184,789 (▲ 11.4)	341,083 (20.7)	2.38 (0.00p)	3.43 (0.18p)	1.35 (▲ 0.01p)	1.72 (0.01p)	5,222 (▲ 3.8)	7,340 (▲ 1.4)	164 (▲ 21)	2.4 (▲ 0.1p)			2.4 (▲ 0.1p)	2.7 (▲ 0.1p)			
2月	33,466 (▲ 2.4)	119,855 (29.4)	187,517 (▲ 9.1)	347,566 (22.9)	2.32 (▲ 0.06p)	3.61 (0.18p)	1.34 (▲ 0.01p)	1.76 (0.04p)	6,091 (3.1)	8,684 (2.9)	174 (▲ 6)	2.6 (0.2p)	58 (0)	58 (0)	2.6 (0.2p)	2.7 (▲ 0.1p)			
3月	36,104 (▲ 9.9)	121,893 (13.7)	194,705 (▲ 8.1)	356,150 (20.9)	2.29 (▲ 0.03p)	3.50 (▲ 0.11p)	1.32 (▲ 0.02p)	1.77 (0.01p)	7,071 (8.4)	10,629 (7.5)	193 (13)	2.8 (0.2p)			2.8 (0.2p)	(全国 2.6 ▲0.1p)			
4月	43,596 (▲ 7.7)	118,004 (15.4)	203,147 (▲ 7.7)	348,172 (19.2)	2.23 (▲ 0.06p)	3.56 (0.06p)	1.32 (0.00p)	1.79 (0.02p)	7,281 (1.7)	10,039 (2.0)	190 (2)	2.6 (▲ 0.2p)			2.6 (▲ 0.2p)	2.8 (0.0p)			
5月	37,183 (▲ 4.7)	115,092 (17.1)	206,153 (▲ 6.4)	342,272 (15.3)	2.36 (0.13p)	3.46 (▲ 0.10p)	1.31 (▲ 0.01p)	1.76 (▲ 0.03p)	6,867 (1.9)	9,670 (4.3)	188 (▲ 3)	2.6 (0.0p)	61 (1)	61 (1)	2.6 (0.0p)	2.8 (0.0p)			
6月	33,900 (▲ 7.1)	124,385 (16.9)	205,211 (▲ 5.2)	346,441 (15.6)	2.32 (▲ 0.04p)	3.57 (0.11p)	1.30 (▲ 0.01p)	1.78 (0.02p)	7,009 (▲ 0.4)	10,034 (2.4)	179 (▲ 7)	2.5 (▲ 0.1p)			2.5 (▲ 0.1p)	(全国 2.7 0.0p)			
7月	32,369 (▲ 1.3)	119,168 (7.7)	200,978 (▲ 3.0)	348,662 (14.2)	2.27 (▲ 0.05p)	3.66 (0.09p)	1.29 (▲ 0.01p)	1.79 (0.01p)	6,200 (0.0)	8,831 (2.5)	183 (7)	2.7 (0.2p)			2.7 (0.2p)	2.8 (0.2p)			
8月	32,093 (▲ 5.7)	122,908 (17.7)	198,642 (▲ 2.3)	356,042 (14.2)	2.33 (0.06p)	3.81 (0.15p)	1.29 (0.00p)	1.84 (0.05p)	5,953 (0.3)	8,482 (3.3)	186 (9)	2.7 (0.0p)	60 (3)	60 (3)	2.7 (0.0p)	2.8 (0.2p)			
9月	32,138 (▲ 5.6)	120,881 (9.5)	197,067 (▲ 1.7)	355,919 (11.2)	2.22 (▲ 0.11p)	3.57 (▲ 0.24p)	1.29 (0.00p)	1.83 (▲ 0.01p)	5,979 (▲ 3.0)	8,778 (▲ 0.0)	182 (▲ 5)	2.6 (▲ 0.1p)			2.6 (▲ 0.1p)	(全国 2.6 0.0p)			
10月	35,851 (6.1)	132,115 (10.5)	200,859 (0.4)	362,446 (11.7)	2.24 (0.02p)	3.50 (▲ 0.07p)	1.30 (0.01p)	1.84 (0.01p)	6,571 (4.8)	9,510 (7.9)	175 (▲ 3)	2.5 (▲ 0.1p)	※	※	2.5 (▲ 0.1p)	※			
11月	30,391 (▲ 0.8)	118,026 (22.2)	197,455 (1.6)	359,025 (6.8)	2.26 (0.02p)	3.47 (▲ 0.03p)	1.28 (▲ 0.02p)	1.77 (▲ 0.07p)	6,279 (2.1)	9,048 (2.7)		※	※	※	※	※			

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分は原数値である。

(季節調整値は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の()内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の()内は、前月との比較(比率)である。

3 新規・有効求人倍率、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑪⑫欄は、南関東(東京、埼玉、千葉、神奈川)及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、令和2年度調査結果を基準とする新基準で溯及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度計の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

7 ※は公表の翌月に記載。

《資料出所》 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

職業紹介取扱状況（一般・パート）

令和5年11月分

【東京労働局職業安定部】

年月	一般						パート					
	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 就職件数	⑥ 充足数	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 就職件数	⑥ 充足数
令和2年度	24,942 (3.0)	52,772 (▲ 27.9)	136,022 (16.6)	156,490 (▲ 27.4)	3,006 (▲ 33.5)	4,327 (▲ 32.9)	10,516 (▲ 2.7)	30,758 (▲ 33.0)	56,553 (7.0)	88,904 (▲ 32.6)	2,796 (▲ 27.9)	3,633 (▲ 27.2)
令和3年度	24,555 (▲ 1.5)	56,942 (7.9)	144,677 (6.4)	164,783 (5.3)	3,082 (2.5)	4,529 (4.6)	11,946 (13.6)	33,494 (8.9)	67,275 (19.0)	93,928 (5.7)	3,009 (7.6)	3,963 (9.1)
令和4年度	23,326 (▲ 5.0)	67,278 (18.2)	134,572 (▲ 7.0)	196,610 (19.3)	3,135 (1.7)	4,636 (2.4)	11,693 (▲ 2.1)	44,724 (33.5)	66,501 (▲ 1.1)	125,778 (33.9)	3,194 (6.2)	4,294 (8.3)
令和4年11月	20,469 (▲ 13.8)	66,482 (17.7)	129,734 (▲ 10.8)	203,436 (18.6)	2,959 (▲ 1.9)	4,445 (1.4)	10,175 (▲ 13.3)	49,022 (42.3)	64,553 (▲ 6.8)	132,749 (36.9)	3,193 (7.4)	4,365 (10.6)
12月	17,967 (▲ 11.2)	68,865 (13.0)	123,180 (▲ 12.7)	203,800 (15.9)	2,868 (▲ 2.4)	4,262 (▲ 2.9)	8,419 (▲ 7.2)	42,487 (23.5)	60,723 (▲ 8.6)	133,599 (32.5)	3,038 (▲ 0.1)	4,089 (2.2)
令和5年1月	24,830 (▲ 8.4)	73,802 (18.2)	125,214 (▲ 12.5)	205,893 (15.8)	2,626 (▲ 6.7)	3,868 (▲ 4.5)	11,422 (▲ 4.9)	49,657 (21.0)	59,575 (▲ 8.9)	135,190 (28.9)	2,596 (▲ 0.8)	3,472 (2.3)
2月	22,355 (▲ 2.5)	68,500 (19.2)	126,971 (▲ 10.0)	207,830 (17.5)	3,074 (1.8)	4,632 (1.4)	11,111 (▲ 2.3)	51,355 (46.0)	60,546 (▲ 7.2)	139,736 (31.9)	3,017 (4.5)	4,052 (4.8)
3月	24,385 (▲ 8.7)	70,654 (5.0)	131,558 (▲ 8.5)	208,907 (13.9)	3,465 (6.5)	5,636 (4.4)	11,719 (▲ 12.2)	51,239 (28.2)	63,147 (▲ 7.4)	147,243 (32.3)	3,606 (10.2)	4,993 (11.2)
4月	27,869 (▲ 7.4)	69,856 (12.7)	135,326 (▲ 7.7)	204,406 (12.1)	3,581 (▲ 1.8)	5,118 (▲ 1.7)	15,727 (▲ 8.2)	48,148 (19.6)	67,821 (▲ 7.6)	143,766 (31.1)	3,700 (5.4)	4,921 (6.1)
5月	23,806 (▲ 4.9)	68,336 (14.9)	136,294 (▲ 6.1)	204,201 (11.0)	3,308 (0.8)	4,843 (3.9)	13,377 (▲ 4.4)	46,756 (20.5)	69,859 (▲ 6.8)	138,071 (22.4)	3,559 (2.9)	4,827 (4.7)
6月	22,685 (▲ 6.5)	73,495 (11.9)	135,252 (▲ 5.2)	206,508 (12.1)	3,406 (▲ 1.1)	5,072 (0.6)	11,215 (▲ 8.5)	50,890 (25.0)	69,959 (▲ 5.3)	139,933 (21.2)	3,603 (0.2)	4,962 (4.4)
7月	22,177 (▲ 1.0)	69,985 (1.8)	134,124 (▲ 3.0)	207,696 (9.6)	3,150 (2.8)	4,529 (2.6)	10,192 (▲ 1.8)	49,183 (17.3)	66,854 (▲ 2.9)	140,966 (21.7)	3,050 (▲ 2.7)	4,302 (2.3)
8月	21,991 (▲ 4.8)	68,842 (9.8)	133,984 (▲ 2.1)	207,915 (7.9)	3,040 (1.8)	4,470 (3.1)	10,102 (▲ 7.6)	54,066 (29.6)	64,658 (▲ 2.7)	148,127 (24.5)	2,913 (▲ 1.4)	4,012 (3.5)
9月	21,477 (▲ 5.3)	70,548 (3.8)	132,745 (▲ 1.6)	206,954 (4.7)	2,961 (▲ 4.8)	4,483 (▲ 2.3)	10,661 (▲ 6.1)	50,333 (18.7)	64,322 (▲ 2.1)	148,965 (21.5)	3,018 (▲ 1.1)	4,295 (2.4)
10月	23,897 (7.0)	75,040 (3.5)	134,817 (0.8)	209,110 (5.1)	3,225 (4.2)	4,831 (6.5)	11,954 (4.5)	57,075 (21.2)	66,042 (▲ 0.4)	153,336 (22.2)	3,346 (5.3)	4,679 (9.5)
11月	20,248 (▲ 1.1)	67,884 (2.1)	132,071 (1.8)	209,027 (2.7)	3,023 (2.2)	4,518 (1.6)	10,143 (▲ 0.3)	50,142 (2.3)	65,384 (1.3)	149,998 (13.0)	3,256 (2.0)	4,530 (3.8)

(注) 1. 下段の()は前年比。
2. 一般及びパートについては年度計の値は平均値である。

【産業別新規求人数（全数）及び職業別有効求人倍率（常用）の概要】

令和5年11月

○産業別新規求人の状況〔詳細はP. 7及び P. 8 参照〕

主要産業	新規求人数	前年同月比 (%)
建設業	6, 253 人	1.3 増
製造業	4, 038 人	7.7 減
情報通信業	8, 230 人	17.5 増
運輸業, 郵便業	4, 075 人	6.3 減
卸売業, 小売業	11, 123 人	1.9 減
宿泊業, 飲食サービス業	17, 770 人	18.5 減
生活関連サービス業, 娯楽業	2, 765 人	14.1 減
医療, 福祉	25, 910 人	5.6 増
サービス業	21, 848 人	21.1 増

○職業別の常用有効求人倍率の状況〔詳細は P. 9 参照〕

【一般常用】

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安職業従事者	16.41 倍	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0.15 倍
建設・土木作業従事者	8.87 倍	一般事務従事者	0.40 倍
建築・土木・測量技術者	7.38 倍	事務用機器操作員	0.45 倍
介護サービス職業従事者	7.06 倍	会計事務従事者	0.57 倍
機械整備・修理、検査従事者	6.01 倍	農林漁業従事者	0.79 倍

*有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに5職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

【パート常用】

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安職業従事者	17.68 倍	製造技術者（開発）	0.13 倍
介護サービス職業従事者	9.14 倍	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0.18 倍
接客・給仕職業従事者	8.94 倍	情報処理・通信技術者	0.22 倍
飲食物調理従事者	6.48 倍	製造技術者（開発を除く）	0.34 倍
居住施設・ビル等管理人	4.23 倍	管理的職業従事者	0.34 倍

*有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに5職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

産業別新規求人の推移

令和5年11月

【東京労働局職業安定部】

	産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	宿泊業、飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、福祉	サービス業 (他に分類されない もの)
〔原 数 値〕 (人)										
令和2年度	83,530	5,759	2,995	6,099	3,651	8,421	8,929	1,914	19,513	14,558
令和3年度	90,436	6,150	3,819	7,020	3,803	9,044	9,793	2,132	20,637	15,638
令和4年度	121,836	7,675	4,834	8,438	5,026	11,974	20,078	2,978	25,040	19,889
令和4年11月	115,504	6,172	4,375	7,002	4,351	11,338	21,791	3,217	24,531	18,044
12月	111,352	6,924	4,223	8,272	4,127	9,928	14,514	3,372	23,703	18,350
令和5年1月	123,459	7,405	5,213	7,845	5,395	12,166	23,300	2,329	23,760	19,360
2月	119,855	7,192	4,376	7,534	4,342	11,356	22,784	3,172	24,758	18,839
3月	121,893	7,114	4,368	8,319	4,491	11,576	19,796	3,660	24,202	20,881
4月	118,004	7,676	4,642	8,314	5,706	11,668	22,079	2,448	22,404	18,617
5月	115,092	7,113	4,175	7,321	4,156	12,103	18,069	3,328	25,533	19,177
6月	124,385	6,896	4,538	8,232	4,531	11,867	20,131	3,228	26,004	21,207
7月	119,168	7,269	3,932	8,237	5,310	11,538	23,170	2,590	23,627	19,876
8月	122,908	6,478	4,417	8,044	4,254	11,500	23,769	3,912	27,413	19,030
9月	120,881	7,011	4,297	7,501	4,518	11,569	21,008	2,963	26,492	19,399
10月	132,115	7,910	4,706	8,892	5,546	12,303	26,090	2,907	25,886	22,242
11月	118,026	6,253	4,038	8,230	4,075	11,123	17,770	2,765	25,910	21,848
令和2年度	▲ 29.9	▲ 3.8	▲ 29.9	▲ 28.1	▲ 27.4	▲ 39.8	▲ 52.5	▲ 53.9	▲ 17.1	▲ 24.6
令和3年度	8.3	6.8	27.5	15.1	4.2	7.4	9.7	11.4	5.8	7.4
令和4年度	34.7	24.8	26.6	20.2	32.2	32.4	105.0	39.7	21.3	27.2
令和4年11月	27.0	9.1	20.2	11.1	35.4	23.8	75.0	26.8	19.9	20.1
12月	16.8	10.9	8.9	13.9	14.9	7.1	29.6	106.1	3.3	20.2
令和5年1月	19.3	16.4	14.7	▲ 16.1	23.7	27.3	75.7	5.2	10.4	15.1
2月	29.4	19.0	12.3	3.2	16.8	14.4	124.9	32.6	27.1	17.3
3月	13.7	4.9	4.4	1.2	8.0	4.5	25.4	59.9	12.0	12.5
4月	15.4	▲ 3.6	9.2	10.4	19.1	14.2	40.4	15.6	6.9	12.3
5月	17.1	15.5	▲ 0.1	11.5	4.6	19.1	28.8	41.8	8.5	23.2
6月	16.9	▲ 1.7	▲ 2.5	▲ 2.1	1.2	8.2	40.6	30.3	20.2	21.6
7月	7.7	▲ 5.0	▲ 2.8	6.0	7.9	9.9	12.7	2.3	12.1	7.4
8月	17.7	9.3	5.6	14.5	11.6	9.3	52.9	21.5	13.9	6.6
9月	9.5	▲ 8.8	▲ 12.3	▲ 9.5	▲ 0.8	3.2	42.5	14.0	15.7	6.1
10月	10.5	9.5	2.4	6.1	3.2	1.8	19.9	29.7	12.8	9.3
11月	2.2	1.3	▲ 7.7	17.5	▲ 6.3	▲ 1.9	▲ 18.5	▲ 14.1	5.6	21.1

※1 新規学卒者を除きパートタイムを含んだ数値である。

※2 年度の数値は、平均数値である。

※3 平成26年4月より日本標準産業分類(第13回改訂)を適用している。

主な産業別・事業所規模別新規求人状況

【東京労働局職業安定部】

業 業 事 業	一 一 般 般			一 一 般 般			一 一 般 般								
	パ ー ト (人、%)			パ ー ト (人、%)			パ ー ト (人、%)								
	新 規 求 人 数			新 規 求 人 数			新 規 求 人 数								
	本 月	前 年 同 月	前 年 同 月 比	本 月	前 年 同 月	前 年 同 月 比	本 月	前 年 同 月	前 年 同 月 比						
建設業 (06~08)	6,253	6,172	▲ 1.3	6,066	5,996	▲ 1.2	5,809	5,679	▲ 2.3	444	493	▲ 9.9	322	374	▲ 13.9
製造業 (09~32)	2,703	2,994	▲ 9.7	2,539	2,869	▲ 11.5	2,370	2,660	▲ 10.9	2,316	334	▲ 0.3	223	232	▲ 3.9
食料工業 (33~36)	4,038	4,375	▲ 7.7	3,822	3,918	▲ 2.5	3,215	3,312	▲ 2.9	3,137	1,063	▲ 22.6	685	772	▲ 11.3
繊維工業 (37~41)	662	748	▲ 11.5	573	450	▲ 27.3	329	358	▲ 8.1	312	390	▲ 14.6	265	232	▲ 12.5
印刷業 (42~49)	90	89	▲ 1.1	87	83	▲ 4.8	64	64	▲ 0.0	64	25	▲ 4.0	23	25	▲ 8.0
化学工業 (50~51)	2,97	322	▲ 7.8	291	290	▲ 0.3	231	252	▲ 8.3	231	70	▲ 6.9	60	42	▲ 42.9
金属工業 (52~54)	2,00	212	▲ 5.7	195	207	▲ 5.8	173	178	▲ 2.8	170	34	▲ 20.6	25	29	▲ 13.8
はん用機械器具製造業 (55~59)	335	430	▲ 22.1	330	413	▲ 20.1	285	359	▲ 20.6	285	71	▲ 29.6	45	59	▲ 23.7
生産用機械器具製造業 (60~61)	359	421	▲ 14.7	356	417	▲ 14.6	340	397	▲ 14.4	338	24	▲ 20.8	18	20	▲ 10.0
生産用機械器具製造業 (62~67)	199	143	▲ 39.2	191	128	▲ 49.2	187	118	▲ 58.5	183	25	▲ 52.0	8	11	▲ 27.3
電子部品製造業 (68~70)	70	118	▲ 40.7	64	117	▲ 45.3	59	86	▲ 31.4	55	32	▲ 65.6	9	32	▲ 71.9
電気機械器具製造業 (71~74)	289	320	▲ 9.7	281	319	▲ 11.1	244	262	▲ 6.9	239	55	▲ 22.4	42	55	▲ 23.6
ハエドレー製造業 (75~77)	142	213	▲ 33.3	134	209	▲ 35.9	119	156	▲ 23.7	115	57	▲ 59.6	19	54	▲ 64.8
輸送用機械器具製造業 (78~80)	138	152	▲ 9.2	99	146	▲ 32.2	120	126	▲ 4.8	86	26	▲ 30.8	13	20	▲ 35.0
その他の製造業 (81~82)	683	702	▲ 2.7	667	687	▲ 2.9	598	623	▲ 4.0	596	79	▲ 7.6	71	64	▲ 10.2
電気・ガス・熱供給・水道業 (83~86)	103	194	▲ 46.9	103	194	▲ 46.9	90	183	▲ 50.8	90	11	▲ 18.2	13	11	▲ 18.2
情報通信業 (87~88)	8,230	7,002	▲ 17.5	7,486	6,224	▲ 20.3	7,532	6,445	▲ 16.9	7,109	557	▲ 25.3	377	270	▲ 39.6
情報サービス業 (89~91)	7,304	6,295	▲ 16.0	6,724	5,614	▲ 19.8	6,810	5,909	▲ 15.2	6,431	386	▲ 28.0	293	163	▲ 79.8
運輸業、郵便業 (92~93)	4,075	4,351	▲ 6.3	3,582	3,495	▲ 2.5	3,151	3,547	▲ 11.2	2,875	804	▲ 14.9	707	584	▲ 27.6
道路旅客運送業 (94)	1,352	1,519	▲ 11.0	1,339	1,461	▲ 8.4	1,101	1,338	▲ 17.7	1,092	181	▲ 38.7	247	177	▲ 39.5
道路貨物運送業 (95~96)	1,650	2,046	▲ 19.4	1,264	1,355	▲ 6.7	1,370	1,728	▲ 20.7	1,146	318	▲ 11.9	118	152	▲ 22.4
卸売業、小売業 (97~99)	11,123	11,338	▲ 1.9	10,240	10,131	▲ 1.1	6,785	7,150	▲ 5.1	6,692	4,188	▲ 3.6	3,548	3,250	▲ 9.2
卸売業 (100)	3,503	3,628	▲ 3.4	3,232	3,357	▲ 3.7	2,613	2,626	▲ 0.5	2,591	1,002	▲ 11.2	641	789	▲ 18.8
小売業 (101)	7,620	7,710	▲ 1.2	7,008	6,774	▲ 3.5	4,172	4,524	▲ 7.8	4,101	3,186	▲ 8.2	2,907	2,461	▲ 18.1
金融業、保険業 (102~104)	1,406	1,319	▲ 6.6	1,236	1,172	▲ 5.5	972	936	▲ 3.8	959	383	▲ 13.3	277	245	▲ 13.1
銀行業 (105)	244	257	▲ 5.1	236	238	▲ 0.8	143	162	▲ 13.0	141	94	▲ 7.4	95	76	▲ 25.0
金融商品取引業、商品先物取引業等 (106)	130	167	▲ 22.2	100	141	▲ 29.1	83	138	▲ 39.9	80	18	▲ 161.1	20	8	▲ 150.0
保険業 (107)	1,032	906	▲ 13.9	900	793	▲ 13.5	746	635	▲ 17.5	738	271	▲ 5.5	162	161	▲ 0.6
不動産業、物品賃貸業 (108~110)	3,835	3,551	▲ 8.0	3,488	3,137	▲ 11.2	2,576	2,273	▲ 13.3	2,492	1,278	▲ 4.9	996	933	▲ 6.8
物品賃貸業 (111)	663	523	▲ 26.8	592	456	▲ 29.8	514	379	▲ 35.6	475	144	▲ 3.5	117	113	▲ 3.5
学術研究、専門・技術サービス業 (112~114)	4,852	5,213	▲ 6.9	4,206	4,513	▲ 6.8	3,418	3,839	▲ 11.0	3,096	1,374	▲ 4.4	1,110	972	▲ 14.2
広告業 (115)	289	275	▲ 5.1	244	251	▲ 2.8	186	176	▲ 5.7	167	99	▲ 4.0	77	82	▲ 6.1
宿泊業、飲食サービス業 (116~117)	17,770	21,791	▲ 18.5	9,399	17,408	▲ 46.0	5,028	7,233	▲ 30.5	4,971	7,208	▲ 31.0	12,742	14,558	▲ 12.5
宿泊業 (118)	1,901	2,295	▲ 17.2	1,276	1,718	▲ 25.7	585	1,021	▲ 42.7	580	1,274	▲ 3.3	696	709	▲ 1.8
飲食店 (119)	15,593	19,233	▲ 18.9	7,914	15,432	▲ 48.7	4,337	6,130	▲ 29.2	4,285	6,117	▲ 29.9	11,256	13,103	▲ 14.1
生活関連サービス業、娯楽業 (120~121)	2,765	3,217	▲ 14.1	2,565	2,855	▲ 10.2	1,816	1,861	▲ 2.4	1,748	1,810	▲ 3.4	949	1,356	▲ 30.0
洗濯・理容・美容・浴場業 (122)	1,246	1,440	▲ 13.5	1,082	1,301	▲ 16.8	875	901	▲ 2.9	809	539	▲ 31.2	273	431	▲ 35.7
教育 (123)	1,836	1,373	▲ 33.7	1,728	1,249	▲ 38.4	561	294	▲ 90.8	504	1,079	▲ 18.2	1,224	972	▲ 26.9
医療 (124)	25,910	24,531	▲ 5.6	23,512	22,444	▲ 4.8	13,458	12,559	▲ 7.3	13,180	11,992	▲ 3.8	10,332	10,107	▲ 2.2
医療 (125)	4,502	4,760	▲ 5.4	4,355	4,591	▲ 5.1	2,729	2,896	▲ 5.8	2,681	2,842	▲ 4.9	1,674	1,749	▲ 4.3
社会保険・社会福祉・介護事業 (126)	21,328	19,697	▲ 8.3	19,082	17,781	▲ 7.3	10,695	9,602	▲ 11.4	10,465	10,095	▲ 5.3	8,617	8,327	▲ 3.5
複合サービス業 (127)	380	317	▲ 19.9	275	199	▲ 38.2	211	138	▲ 52.9	185	179	▲ 5.6	90	64	▲ 40.6
サービス業 (128)	21,848	18,044	▲ 21.1	19,099	15,410	▲ 22.6	11,906	9,836	▲ 21.0	10,749	8,581	▲ 25.3	9,942	6,829	▲ 22.3
サービス業 (129)	196	254	▲ 22.8	192	248	▲ 22.6	149	158	▲ 5.7	149	156	▲ 4.5	47	92	▲ 53.3
廃棄物処理業 (130)	158	95	▲ 66.3	151	95	▲ 58.9	140	82	▲ 70.7	140	13	▲ 38.5	11	13	▲ 15.4
自動車整備業 (131)	205	260	▲ 21.2	181	162	▲ 11.7	170	215	▲ 20.9	158	45	▲ 22.2	23	23	▲ 0.0
機械等修理業 (132)	2,072	1,772	▲ 16.9	1,555	1,064	▲ 46.1	1,525	1,306	▲ 16.8	1,243	466	▲ 17.4	312	159	▲ 96.2
職業紹介・労働者派遣業 (133)	17,997	14,938	▲ 20.5	15,927	13,222	▲ 20.5	9,074	7,692	▲ 18.0	8,265	6,957	▲ 18.8	8,923	7,246	▲ 22.3
その他のサービス業 (134)	1,220	725	▲ 68.3	1,093	619	▲ 76.6	848	383	▲ 55.3	794	342	▲ 8.8	299	277	▲ 7.9
合計	118,026	115,504	▲ 2.2	98,651	99,789	▲ 1.1	67,884	66,482	▲ 2.1	64,687	62,617	▲ 3.3	33,964	37,172	▲ 8.6
4 人 以下	20,311	18,749	▲ 8.3	17,971	16,407	▲ 9.5	11,478	10,496	▲ 9.4	10,766	9,817	▲ 9.7	7,205	6,590	▲ 9.3
5 人 ~ 29 人	57,007	57,848	▲ 1.5	49,259	50,644	▲ 2.7	33,832	34,396	▲ 1.6	32,631	33,090	▲ 1.4	23,175	23,452	▲ 1.2
30 人 ~ 99 人	26,795	26,036	▲ 2.9	20,386	22,884	▲ 10.9	13,872	13,595	▲ 2.0	13,281	12,924	▲ 2.8	12,923	12,441	▲ 3.9
100 人 ~ 299 人	8,993	8,381	▲ 7.3	6,971	6,584	▲ 5.9	5,517	5,220	▲ 5.7	5,070	4,560	▲ 11.2	3,476	3,161	▲ 9.0
300 人 ~ 499 人	1,773	1,523	▲ 16.4	1,333	1,058	▲ 26.0	1,012	958	▲ 5.6	945	714	▲ 34.7	761	344	▲ 54.6
500 人 ~ 999 人	1,476	1,155	▲ 27.8	1,199	962	▲ 24.6	965	710	▲ 35.9	838	591	▲ 41.8	511	371	▲ 27.7
1,000 人以上	1,671	1,812	▲ 7.8	1,532	1,250	▲ 22.6	1,208	1,107	▲ 9.1	1,156	921	▲ 25.5	463	329	▲ 43.3

主な職業別常用有効求人求職状況

令和5年11月分

【東京労働局職業安定部】

	計			一般常用			パート常用		
	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率
A 管理的職業従事者	999	1,214	0.82	960	1,099	0.87	39	115	0.34
B 専門的・技術的職業従事者	72,914	34,463	2.12	58,543	26,306	2.23	14,371	8,157	1.76
製造技術者（開発）	1,895	867	2.19	1,877	729	2.57	18	138	0.13
製造技術者（開発を除く）	1,638	1,233	1.33	1,558	997	1.56	80	236	0.34
建築・土木・測量技術者	8,303	1,298	6.40	8,128	1,101	7.38	175	197	0.89
情報処理・通信技術者	20,285	7,051	2.88	20,147	6,420	3.14	138	631	0.22
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	934	669	1.40	666	311	2.14	268	358	0.75
保健師、助産師、看護師	9,021	3,819	2.36	5,564	2,193	2.54	3,457	1,626	2.13
医療技術者	2,792	1,045	2.67	1,902	692	2.75	890	353	2.52
その他の保健医療従事者	4,705	1,311	3.59	3,874	976	3.97	831	335	2.48
社会福祉専門職業従事者	16,666	4,069	4.10	10,969	2,527	4.34	5,697	1,542	3.69
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	841	5,427	0.15	701	4,633	0.15	140	794	0.18
その他の専門的職業	5,099	7,354	0.69	2,507	5,467	0.46	2,592	1,887	1.37
C 事務従事者	32,263	66,558	0.48	22,299	46,456	0.48	9,964	20,102	0.50
一般事務従事者	22,467	54,870	0.41	15,026	37,653	0.40	7,441	17,217	0.43
会計事務従事者	3,167	5,075	0.62	2,243	3,918	0.57	924	1,157	0.80
生産関連事務従事者	1,361	948	1.44	1,093	688	1.59	268	260	1.03
営業・販売事務従事者	3,749	3,737	1.00	3,026	3,071	0.99	723	666	1.09
事務用機器操作員	701	1,677	0.42	428	950	0.45	273	727	0.38
D 販売従事者	32,349	11,631	2.78	25,675	8,975	2.86	6,674	2,656	2.51
商品販売従事者	15,720	5,105	3.08	9,507	2,873	3.31	6,213	2,232	2.78
販売類似職業従事者	1,369	339	4.04	1,181	263	4.49	188	76	2.47
営業職業従事者	15,260	6,187	2.47	14,987	5,839	2.57	273	348	0.78
E サービス職業従事者	87,618	16,089	5.45	43,189	9,163	4.71	44,429	6,926	6.41
介護サービス職業従事者	28,909	3,646	7.93	14,998	2,124	7.06	13,911	1,522	9.14
保健医療サービス職業従事者	1,969	583	3.38	1,196	324	3.69	773	259	2.98
生活衛生サービス職業従事者	5,051	1,095	4.61	3,804	779	4.88	1,247	316	3.95
飲食物調理従事者	25,591	4,360	5.87	12,932	2,407	5.37	12,659	1,953	6.48
接客・給仕職業従事者	16,112	2,587	6.23	6,689	1,533	4.36	9,423	1,054	8.94
居住施設・ビル等管理人	4,438	1,489	2.98	1,382	766	1.80	3,056	723	4.23
その他のサービス職業従事者	5,190	2,224	2.33	2,154	1,183	1.82	3,036	1,041	2.92
F 保安職業従事者	19,002	1,126	16.88	11,649	710	16.41	7,353	416	17.68
G 農林漁業従事者	576	612	0.94	334	425	0.79	242	187	1.29
H 生産工程従事者	10,888	5,694	1.91	8,756	4,437	1.97	2,132	1,257	1.70
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,391	574	2.42	1,251	491	2.55	140	83	1.69
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	3,189	2,245	1.42	1,752	1,611	1.09	1,437	634	2.27
機械組立従事者	832	626	1.33	692	496	1.40	140	130	1.08
機械整備・修理、検査従事者	3,210	594	5.40	3,066	510	6.01	144	84	1.71
製品検査従事者	321	136	2.36	225	96	2.34	96	40	2.40
生産関連・生産類似作業従事者	1,500	1,244	1.21	1,388	1,008	1.38	112	236	0.47
I 輸送・機械運転従事者	13,841	3,974	3.48	10,817	3,036	3.56	3,024	938	3.22
自動車運転従事者	10,714	2,815	3.81	7,917	2,076	3.81	2,797	739	3.78
定置・建設機械運転従事者	2,762	826	3.34	2,576	684	3.77	186	142	1.31
J 建設・採掘従事者	9,052	1,284	7.05	8,871	1,153	7.69	181	131	1.38
建設・土木作業従事者	7,479	919	8.14	7,330	826	8.87	149	93	1.60
電気工事従事者	1,570	362	4.34	1,538	324	4.75	32	38	0.84
K 運搬・清掃・包装等従事者	23,676	16,500	1.43	7,615	7,414	1.03	16,061	9,086	1.77
運搬従事者	6,016	3,162	1.90	3,585	2,189	1.64	2,431	973	2.50
清掃従事者	12,695	5,219	2.43	2,551	1,712	1.49	10,144	3,507	2.89
その他の運搬・清掃・包装等従事者	4,453	7,771	0.57	1,363	3,384	0.40	3,090	4,387	0.70
職業計	303,178	196,595	1.54	198,708	131,764	1.51	104,470	64,831	1.61

*令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

主な職業別常用新規求人状況

【東京労働局職業安定部】

	計			一般常用			パート常用		
	令和5年 11月	令和4年 11月	前年同月比	令和5年 11月	令和4年 11月	前年同月比	令和5年 11月	令和4年 11月	前年同月比
A 管理的職業従事者	233	297	▲ 21.5	227	297	▲ 23.6	6	0	—
B 専門的・技術的職業従事者	24,357	23,076	5.6	19,430	18,484	5.1	4,927	4,592	7.3
製造技術者（開発）	558	490	13.9	547	481	13.7	11	9	22.2
製造技術者（開発を除く）	648	535	21.1	630	510	23.5	18	25	▲ 28.0
建築・土木・測量技術者	2,804	2,559	9.6	2,764	2,509	10.2	40	50	▲ 20.0
情報処理・通信技術者	6,882	6,334	8.7	6,841	6,311	8.4	41	23	78.3
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	382	369	3.5	283	283	0.0	99	86	15.1
保健師、助産師、看護師	2,996	3,447	▲ 13.1	1,831	1,992	▲ 8.1	1,165	1,455	▲ 19.9
医療技術者	893	1,011	▲ 11.7	588	719	▲ 18.2	305	292	4.5
その他の保健医療従事者	1,699	1,632	4.1	1,406	1,464	▲ 4.0	293	168	74.4
社会福祉専門職業従事者	5,400	4,947	9.2	3,378	3,251	3.9	2,022	1,696	19.2
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	239	232	3.0	198	194	2.1	41	38	7.9
その他の専門的職業	1,695	1,299	30.5	817	559	46.2	878	740	18.6
C 事務従事者	11,737	10,506	11.7	8,110	7,069	14.7	3,627	3,437	5.5
一般事務従事者	8,481	7,135	18.9	5,665	4,582	23.6	2,816	2,553	10.3
会計事務従事者	1,094	1,107	▲ 1.2	763	802	▲ 4.9	331	305	8.5
生産関連事務従事者	453	514	▲ 11.9	375	389	▲ 3.6	78	125	▲ 37.6
営業・販売事務従事者	1,222	1,410	▲ 13.3	994	1,084	▲ 8.3	228	326	▲ 30.1
事務用機器操作員	249	155	60.6	171	98	74.5	78	57	36.8
D 販売従事者	9,832	9,824	0.1	7,898	8,083	▲ 2.3	1,934	1,741	11.1
商品販売従事者	4,992	4,942	1.0	3,195	3,407	▲ 6.2	1,797	1,535	17.1
販売類似職業従事者	461	531	▲ 13.2	405	419	▲ 3.3	56	112	▲ 50.0
営業職業従事者	4,379	4,351	0.6	4,298	4,257	1.0	81	94	▲ 13.8
E サービス職業従事者	27,942	31,842	▲ 12.2	13,956	14,303	▲ 2.4	13,986	17,539	▲ 20.3
介護サービス職業従事者	9,814	9,286	5.7	5,158	4,698	9.8	4,656	4,588	1.5
保健医療サービス職業従事者	550	649	▲ 15.3	291	339	▲ 14.2	259	310	▲ 16.5
生活衛生サービス職業従事者	1,513	1,522	▲ 0.6	1,226	1,246	▲ 1.6	287	276	4.0
飲食物調理従事者	7,552	10,059	▲ 24.9	3,646	4,276	▲ 14.7	3,906	5,783	▲ 32.5
接客・給仕職業従事者	4,825	7,171	▲ 32.7	2,366	2,720	▲ 13.0	2,459	4,451	▲ 44.8
居住施設・ビル等管理人	1,663	1,437	15.7	461	435	6.0	1,202	1,002	20.0
その他のサービス職業従事者	1,867	1,590	17.4	788	584	34.9	1,079	1,006	7.3
F 保安職業従事者	6,137	4,853	26.5	3,688	3,101	18.9	2,449	1,752	39.8
G 農林漁業従事者	176	155	13.5	82	95	▲ 13.7	94	60	56.7
H 生産工程従事者	3,551	3,537	0.4	2,865	2,793	2.6	686	744	▲ 7.8
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	397	477	▲ 16.8	357	431	▲ 17.2	40	46	▲ 13.0
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	1,060	1,102	▲ 3.8	590	636	▲ 7.2	470	466	0.9
機械組立従事者	213	292	▲ 27.1	170	235	▲ 27.7	43	57	▲ 24.6
機械整備・修理、検査従事者	914	998	▲ 8.4	869	917	▲ 5.2	45	81	▲ 44.4
製品検査従事者	123	113	8.8	96	75	28.0	27	38	▲ 28.9
生産関連・生産類似作業従事者	680	429	58.5	637	381	67.2	43	48	▲ 10.4
I 輸送・機械運転従事者	4,081	4,188	▲ 2.6	3,177	3,321	▲ 4.3	904	867	4.3
自動車運転従事者	3,037	3,085	▲ 1.6	2,220	2,283	▲ 2.8	817	802	1.9
定置・建設機械運転従事者	933	998	▲ 6.5	861	947	▲ 9.1	72	51	41.2
J 建設・探掘従事者	2,974	2,851	4.3	2,928	2,790	4.9	46	61	▲ 24.6
建設・土木作業従事者	2,485	2,431	2.2	2,455	2,385	2.9	30	46	▲ 34.8
電気工事従事者	488	414	17.9	472	400	18.0	16	14	14.3
K 運搬・清掃・包装等従事者	7,631	8,660	▲ 11.9	2,326	2,281	2.0	5,305	6,379	▲ 16.8
運搬従事者	1,734	2,142	▲ 19.0	1,171	1,184	▲ 1.1	563	958	▲ 41.2
清掃従事者	4,382	5,126	▲ 14.5	683	730	▲ 6.4	3,699	4,396	▲ 15.9
その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,335	1,247	7.1	452	335	34.9	883	912	▲ 3.2
職業計	98,651	99,789	▲ 1.1	64,687	62,617	3.3	33,964	37,172	▲ 8.6

*令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

新規一般常用求職者の態様別推移

令和5年11月

就業・不就業の状態	2年度計	3年度計	4年度計	令和4年 11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新規求職者数	298,552 ▲ 3.0	293,619 ▲ 1.7	279,051 ▲ 5.0	20,409 ▲ 13.5	17,911 ▲ 11.0	24,780 ▲ 8.1	22,300 ▲ 2.3	24,338 ▲ 8.4	27,799 ▲ 7.3	23,749 ▲ 6.3	22,634 ▲ 4.7	22,116 ▲ 2.3	21,938 ▲ 4.7	21,438 ▲ 2.3	23,843 ▲ 5.1	20,192 ▲ 1.1
保険受給者	134,352 ▲ 13.9	113,307 ▲ 15.7	110,455 ▲ 2.5	8,010 ▲ 10.4	6,797 ▲ 7.5	9,270 ▲ 1.1	8,510 ▲ 10.2	9,219 ▲ 5.3	13,160 ▲ 0.1	10,819 ▲ 8.4	9,425 ▲ 3.4	9,962 ▲ 8.6	9,523 ▲ 5.3	9,145 ▲ 2.8	10,188 ▲ 9.7	8,569 ▲ 7.0
在職者	61,829 ▲ 14.0	71,347 ▲ 15.4	64,041 ▲ 10.2	4,786 ▲ 16.4	4,466 ▲ 18.3	6,503 ▲ 18.6	5,665 ▲ 13.3	5,909 ▲ 15.5	4,682 ▲ 15.7	4,560 ▲ 16.3	4,844 ▲ 14.9	4,356 ▲ 9.6	4,689 ▲ 12.4	4,483 ▲ 11.4	4,868 ▲ 1.6	4,478 ▲ 6.4
雇用者	55,986 ▲ 18.8	63,066 ▲ 12.6	58,548 ▲ 7.2	4,392 ▲ 13.3	4,092 ▲ 16.3	6,038 ▲ 15.0	5,232 ▲ 10.2	5,486 ▲ 12.1	4,306 ▲ 13.5	4,246 ▲ 14.2	4,503 ▲ 13.1	4,052 ▲ 7.5	4,342 ▲ 10.5	4,165 ▲ 9.7	4,518 ▲ 3.7	4,173 ▲ 5.0
その他	1,703 ▲ 27.4	5,909 ▲ 247.0	5,493 ▲ 7.0	394 ▲ 40.3	374 ▲ 35.5	465 ▲ 47.3	433 ▲ 38.6	423 ▲ 44.0	376 ▲ 35.2	314 ▲ 36.7	341 ▲ 33.0	304 ▲ 30.9	347 ▲ 30.7	318 ▲ 28.5	350 ▲ 19.2	305 ▲ 22.6
離職者	217,813 ▲ 11.0	199,440 ▲ 8.4	192,888 ▲ 3.3	14,093 ▲ 11.8	12,032 ▲ 8.8	16,497 ▲ 3.5	15,037 ▲ 3.4	16,306 ▲ 3.9	21,028 ▲ 4.3	17,337 ▲ 0.5	15,797 ▲ 3.8	15,999 ▲ 2.0	15,431 ▲ 2.5	15,108 ▲ 4.2	17,008 ▲ 7.5	14,174 ▲ 0.6
前職雇用者	214,238 ▲ 10.9	194,996 ▲ 9.0	189,522 ▲ 2.8	13,795 ▲ 11.6	11,824 ▲ 8.5	16,200 ▲ 3.0	14,822 ▲ 4.7	16,055 ▲ 3.1	20,788 ▲ 3.1	17,065 ▲ 3.9	15,571 ▲ 0.1	15,774 ▲ 2.4	15,221 ▲ 2.0	14,886 ▲ 3.8	16,784 ▲ 8.0	13,976 ▲ 1.3
定年	6,711 ▲ 5.7	6,699 ▲ 0.2	7,067 ▲ 5.5	469 ▲ 13.0	443 ▲ 5.7	613 ▲ 16.8	564 ▲ 36.2	523 ▲ 5.9	1,151 ▲ 6.7	741 ▲ 3.3	550 ▲ 3.9	560 ▲ 14.8	499 ▲ 7.5	488 ▲ 1.9	630 ▲ 14.1	492 ▲ 4.9
事業主都合	86,560 ▲ 43.5	65,587 ▲ 24.2	55,273 ▲ 15.7	3,838 ▲ 19.5	3,482 ▲ 16.9	4,682 ▲ 14.6	4,036 ▲ 3.8	4,540 ▲ 6.4	6,788 ▲ 6.7	5,051 ▲ 4.5	4,414 ▲ 3.8	4,752 ▲ 2.7	4,146 ▲ 6.8	3,923 ▲ 6.8	4,885 ▲ 7.0	4,114 ▲ 7.2
自己都合	119,631 ▲ 4.1	120,973 ▲ 1.1	124,810 ▲ 3.2	9,308 ▲ 8.2	7,814 ▲ 5.3	10,737 ▲ 1.7	10,064 ▲ 7.8	10,814 ▲ 1.3	12,615 ▲ 2.3	11,101 ▲ 2.2	10,419 ▲ 3.1	10,289 ▲ 5.0	10,384 ▲ 0.4	10,313 ▲ 2.5	11,054 ▲ 7.8	9,210 ▲ 1.1
不明	1,336 ▲ 29.0	1,737 ▲ 30.0	2,372 ▲ 36.6	180 ▲ 14.6	135 ▲ 5.5	198 ▲ 10.6	158 ▲ 26.2	178 ▲ 14.4	264 ▲ 9.6	172 ▲ 10.4	188 ▲ 14.5	173 ▲ 26.1	192 ▲ 5.9	162 ▲ 23.9	215 ▲ 28.0	160 ▲ 11.1
前職自営、その他	3,575 ▲ 15.5	4,444 ▲ 24.3	3,366 ▲ 21.2	298 ▲ 24.3	208 ▲ 23.5	297 ▲ 24.4	215 ▲ 44.4	251 ▲ 36.1	240 ▲ 27.7	272 ▲ 17.8	226 ▲ 22.6	225 ▲ 19.6	210 ▲ 25.3	222 ▲ 25.3	224 ▲ 21.1	198 ▲ 33.6
無業者	18,910 ▲ 12.5	22,832 ▲ 20.7	22,122 ▲ 3.1	1,530 ▲ 18.8	1,413 ▲ 3.7	1,780 ▲ 5.6	1,598 ▲ 8.3	2,123 ▲ 19.1	2,089 ▲ 14.7	1,852 ▲ 10.2	1,993 ▲ 2.7	1,761 ▲ 3.9	1,818 ▲ 1.6	1,847 ▲ 4.6	1,967 ▲ 17.6	1,540 ▲ 0.7
家事、育児等従事者	1,596 ▲ 9.1	1,622 ▲ 1.6	1,493 ▲ 8.0	125 ▲ 10.1	97 ▲ 16.9	121 ▲ 23.4	117 ▲ 7.9	138 ▲ 6.8	138 ▲ 11.5	120 ▲ 5.5	139 ▲ 6.1	93 ▲ 9.7	120 ▲ 5.3	112 ▲ 15.8	124 ▲ 5.3	92 ▲ 26.4
その他	17,314 ▲ 12.8	21,210 ▲ 22.5	20,629 ▲ 2.7	1,405 ▲ 19.5	1,316 ▲ 4.9	1,659 ▲ 4.0	1,481 ▲ 8.4	1,985 ▲ 19.8	1,951 ▲ 15.0	1,732 ▲ 10.5	1,854 ▲ 3.3	1,668 ▲ 3.6	1,698 ▲ 2.0	1,735 ▲ 6.3	1,843 ▲ 19.5	1,448 ▲ 3.1

都管内外関係	2年度計	3年度計	4年度計	令和4年 11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新規求職者数	298,552 ▲ 3.0	293,619 ▲ 1.7	279,051 ▲ 5.0	20,409 ▲ 13.5	17,911 ▲ 11.0	24,780 ▲ 8.1	22,300 ▲ 2.3	24,338 ▲ 8.4	27,799 ▲ 7.3	23,749 ▲ 6.3	22,634 ▲ 4.7	22,116 ▲ 2.3	21,938 ▲ 4.7	21,438 ▲ 2.3	23,843 ▲ 5.1	20,192 ▲ 1.1
都内の求職者	290,418 ▲ 7.3	286,537 ▲ 1.3	272,907 ▲ 4.8	20,001 ▲ 13.2	17,476 ▲ 10.9	24,247 ▲ 7.7	21,779 ▲ 7.7	23,707 ▲ 8.6	27,299 ▲ 10.6	23,301 ▲ 4.5	22,160 ▲ 6.0	21,672 ▲ 1.1	21,485 ▲ 4.7	21,046 ▲ 4.6	23,375 ▲ 7.2	19,758 ▲ 1.2
管内の求職者	265,959 ▲ 16.2	263,445 ▲ 0.9	252,965 ▲ 4.0	18,518 ▲ 13.1	16,127 ▲ 10.8	22,409 ▲ 7.0	20,107 ▲ 1.8	21,892 ▲ 7.6	25,663 ▲ 6.7	21,734 ▲ 7.7	20,524 ▲ 5.8	20,220 ▲ 0.6	19,936 ▲ 4.5	19,640 ▲ 4.2	21,817 ▲ 7.3	18,424 ▲ 0.5
管外からの求職者	24,459 ▲ 41.4	23,092 ▲ 5.6	19,942 ▲ 13.6	1,483 ▲ 13.9	1,349 ▲ 12.7	1,838 ▲ 15.8	1,672 ▲ 7.9	1,815 ▲ 19.0	1,636 ▲ 11.3	1,567 ▲ 14.6	1,636 ▲ 9.0	1,452 ▲ 8.3	1,549 ▲ 7.7	1,406 ▲ 10.3	1,558 ▲ 5.5	1,334 ▲ 10.0
都外からの求職者	8,134 ▲ 57.4	7,082 ▲ 12.9	6,144 ▲ 13.2	408 ▲ 25.5	435 ▲ 15.4	533 ▲ 23.9	521 ▲ 3.7	631 ▲ 3.5	500 ▲ 20.5	448 ▲ 13.2	474 ▲ 18.3	444 ▲ 5.5	453 ▲ 2.2	392 ▲ 26.3	468 ▲ 1.5	434 ▲ 6.4

※ 新規求職者（常用）のうち、パートタイムを除いた数値である。下段の数値は対前年比、対前年同月比で%。

正社員の職業紹介状況

令和5年11月

【東京労働局職業安定部】

年月	正社員 有効求人倍率 -原数値-		新規求人人数		有効求人人数		就職件数	
	正社員 有効求人倍率 -原数値-	合計	正社員	合計	正社員	合計	正社員	合計
令和2年度	0.87 (▲ 0.49)	83,530 (▲ 29.9)	39,516 (▲ 25.8)	245,395 (▲ 29.4)	117,561 (▲ 25.5)	5,803 (▲ 30.9)	2,159 (▲ 36.0)	37.2 (▲ 2.9)
令和3年度	0.86 (▲ 0.01)	90,436 (8.3)	42,602 (7.8)	258,711 (5.4)	124,215 (5.7)	6,091 (5.0)	2,232 (3.4)	36.6 (▲ 0.6)
令和4年度	1.08 (0.22)	112,002 (23.8)	49,510 (16.2)	322,388 (24.6)	145,465 (17.1)	6,330 (3.9)	2,198 (▲ 1.5)	34.7 (▲ 1.9)
令和4年11月	1.17 (0.28)	115,504 (27.0)	49,690 (18.1)	336,185 (25.2)	150,858 (16.5)	6,152 (2.7)	2,177 (▲ 6.1)	35.4 (▲ 3.3)
12月	1.21 (0.27)	111,352 (16.8)	48,752 (7.5)	337,399 (22.0)	148,615 (12.9)	5,906 (▲ 1.3)	2,110 (▲ 4.7)	35.7 (▲ 1.3)
令和5年 1月	1.20 (0.27)	123,459 (19.3)	53,109 (15.5)	341,083 (20.7)	150,096 (13.4)	5,222 (▲ 3.8)	1,857 (▲ 11.6)	35.6 (▲ 3.1)
2月	1.19 (0.24)	119,855 (29.4)	50,323 (15.4)	347,566 (22.9)	150,420 (12.9)	6,091 (3.1)	2,088 (▲ 1.2)	34.3 (▲ 1.5)
3月	1.16 (0.21)	121,893 (13.7)	51,248 (5.6)	356,150 (20.9)	152,274 (11.5)	7,071 (8.4)	2,342 (5.5)	33.1 (▲ 0.9)
4月	1.11 (0.17)	118,004 (15.4)	49,876 (5.9)	348,172 (19.2)	149,229 (8.8)	7,281 (1.7)	2,462 (4.3)	33.8 (0.8)
5月	1.10 (0.15)	115,092 (17.1)	50,350 (11.4)	342,272 (15.3)	149,206 (8.0)	6,867 (1.9)	2,266 (3.6)	33.0 (0.5)
6月	1.13 (0.15)	124,385 (16.9)	54,829 (10.5)	346,441 (15.6)	151,994 (8.7)	7,009 (▲ 0.4)	2,401 (▲ 1.9)	34.3 (▲ 0.5)
7月	1.14 (0.12)	119,168 (7.7)	50,535 (5.3)	348,662 (14.2)	152,996 (9.2)	6,200 (0.0)	2,186 (▲ 0.9)	35.3 (▲ 0.3)
8月	1.15 (0.10)	122,908 (17.7)	51,267 (6.7)	356,042 (14.2)	154,014 (7.7)	5,953 (0.3)	2,240 (4.0)	37.6 (1.3)
9月	1.15 (0.06)	120,881 (9.5)	51,883 (1.5)	355,919 (11.2)	152,575 (4.0)	5,979 (▲ 3.0)	2,140 (▲ 4.2)	35.8 (▲ 0.4)
10月	1.14 (0.03)	132,115 (10.5)	54,541 (5.0)	362,446 (11.7)	153,689 (3.6)	6,571 (4.8)	2,396 (8.0)	36.5 (1.1)
11月	1.16 (▲ 0.01)	118,026 (2.2)	50,006 (0.6)	359,025 (6.8)	153,464 (1.7)	6,279 (2.1)	2,213 (1.7)	35.2 (▲ 0.2)

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人人数÷常用の有効求職者数。なお、正社員有効求人人数には請負求人が含まれており、常用の有効求職者にはフルタイムの請負労働者、派遣労働者及び契約社員（雇用期間4ヶ月以上）を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率とは異なる。
 2. 「正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等以外、正社員・正職員である者である。
 3. 下段の（ ）は前年比。
 4. 新規求人人数、有効求人人数及び就職件数の年度分は、平均値である。